

予算審査特別委員会

日 時 令和5年3月14日（火）
9：00～14：19
場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名（欠席：なし）、山本議長
説明員 なし
傍聴者 なし
書 記 浅田事務局長、川上書記

○久代委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから予算審査特別委員会を再開をいたします。

本日は、第1回の総括として、皆さんから出されました意見について一つ一つ丁寧に審査を行ってまいりたいと思います。それで、まず最初に、皆さん紙ベースで、今日、配付をしておりますが、ちょっと確認をして、漏れがないかということ、自分は意見を出したのにペーパーに載っていないという方がありましたら申し出てください。それから、再調査の審査の申入れが大西委員と坪倉委員からありましたので、再度、休憩を取った後に、住民課と総務課と上がってもらって説明を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元にあります審査意見のまとめで審査を行ってまいりたいと思います。

まず、文言を朗読いたします。全般で、中村町長の施政方針説明によると、物価高騰の影響により町内の法人、個人事業者を問わず事業の継続が深刻な事態となっていることを述べているが、その対策が当初予算に計上されていない。国の新年度予算の状況を把握して喫緊に対応すべきである。

それと、全般でもう1項目あります。地域おこし協力隊員の募集について、令和4年度予算審査意見でも指摘した事項であるが、新たに募集する隊員数は14名で、内定に至っているのは4名の農業研修生だけである。隊員募集の大半が2月に入ってから行われており、出遅れ感は否めない。募集時期を早め、隊員の確保に努められたいということで、全般については2点あります。

まず最初の、中村町長の施政方針説明のくだりについての皆さんの意見を求めたいと思

いますけども、発言される人は、自分が提出された意見だということに鑑み、それぞれ提案者からの発言を最初に求めて、いろいろ取り上げるか取り上げないかということも含めて、審査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この全般の意見は、私が物価高騰対策ということで提案をしました。当初予算には、それぞれの課を審査した結果、国の予算の関係も見ながら町長も考えるということでありましたけども、取りあえず予算に計上されていなかったのも、このことを指摘しておきたいと思って、私が提案をいたしました。皆さん、意見、発言をしてください。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 施政方針で、そういう説明があったところであります。基本的な考え方として、国の補助、これまでのコロナ対策のような地方創生臨時交付金などを活用してこれまでしてきました。けども、本当に必要な場合、そういう制度に頼らずと、も町独自の判断というのは、あってもしかるべきだと私も思います。しかしながら、今回、予算に提案がないものについて、審議して意見を述べていうのは、いささか予算審査のルールから逸脱するのではないかなと判断をいたしますので、町民生活の安定、安心、安全、豊かさを求める施政方針の趣旨からは外れますけども、今回、意見に上げることは無理があるのではないかなと思います。

○久代委員長 という坪倉副審査委員長からの発言でした。自由に、自由討議を尊重しながら、意見を述べていただきたいと思っておりますので、せっかくの機会です。

岡本健三委員。

○岡本委員 私は、この意見、取り上げたほうがいいんじゃないかと思っております。予算に計上されていないということですから、恐らく当初予算に新たな予算を計上するということは無理かもしれませんが、補正で喫緊に対応すべきということで、どちらにしてもこの意見というのは、審査、予算が決まった後のことも含めての意見、対応を求める意見ですので、そういった意味で、ここに書いてあるとおりでと思っておりますので、意見としてきちんと上げておいたほうがよいのではないのでしょうか。

○久代委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私も坪倉委員と同じ意見で、そのとおりでと思っております。確かに施政方針でそれぞれはありますけども、これから少しずつ第2期中村町政が始まっていくに当たり、まずはやっぱり国の予算も見ながら、様子を見て、しっかりと足固めをしていけばいいわけで、今回そんなにも、どんとは出てませんが、着実に安定した第2期中村町政を行っ

ていただきたいと思います。

○久代委員長 そのほか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 それで結論は、これは上げなくてもよいと思います。

○久代委員長 分かりました。

そのほかの委員の皆さん、発言はありませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 予算に入っていないものについて意見を出さないということになると、かなり、狭い範囲での予算審査意見ということになりますし、施政方針の説明には入っているわけですから、議会として町長に促すためにも、積極的に意見として取り上げていったほうがいいんじゃないでしょうか。この内容については、皆さん恐らく反対はないと思うんですけども、ただ、このタイミングで上げるかどうかということだけだと思うんですが、私は上げておいたほうが、ちゃんと中村町長も議会の意見を取り入れてやろうという気持ちになっていただけるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 思いというのは伝わりますし、十分意識も分かりますし、またこれ以外のことで町内の現状を見ると、いろんな対策が必要になってくるのは分かります。施政方針に基づいたものに対して喫緊に対応すべきという文章になって、思いを伝えてありますが、やはり、施政方針というのは町長の思いの文章であって、それは個々の事業に反映されていくであろうけど、一つ一つ全て網羅するものではないと思いますし、また、何かこの、ちょっと違和感を感じるんですよね、喫緊に対応すべきということに関して。うまく言えません。何か、ちょっと端的に言ったら、これは今、時期尚早のような気がします。結果をもう少し見てみたい気がします。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 町長の施政方針については、やはり、去年の年末ぐらいからずっと温めて、そして2月ぐらいにほぼ完成するような形で作成されてると思うんですよ。3月の施政方針の初めに言う時期じゃなしに、十分年末から考えておられた内容だと思うんで、そして、政府の新年度予算は確定するのは3月末ですけども、衆議院通るのは2月の終わりだと思うんで、ただ未確定な状況では具体的には出れませんので、やはり今でも困窮世帯に5万円とか、いろんな話は出てますが、それも、もし出れば当然5月補正、6月補正、近々に、

それは今までの町の執行部の進め方でありまして、国が決まればすぐに補正予算かけてされるので、私は、あえて、これは総論なんで、私は言いますと、町も国の予算決まればすぐに執行するという事は、その体制されてますので、これは上げる必要ないと思います。

○久代委員長 上げる必要はないという意見のほうが多いように感じますが……（「上げるか上げんかは皆さんに聞かれたら」と呼ぶ者あり）皆さん、この全般の第1項目について、審査意見として上げたほうがいいのか、上げなくてもよいのか、挙手をお願いいたします。上げたほうが良いとお考えの委員は挙手してください。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

上げなくてもいいと思われる委員は。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。よって、この町長の施政方針の物価高騰対策についての意見は、取り上げないということに決しました。

次、地域おこし協力隊員の募集についての件でございます。この意見を上げられた委員の発言を求めます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これは、まさにこのとおりでございます。4年度もこの同じような意見を出しておったんですけども、募集時期が早まったということは、ございませんでした。昨年とカテゴリーは若干違いますけれども、いわゆる必要な人材だから募集するんであって、それが確保できないというのは、大変な、事業進捗に対して問題になるんだろうと思います。ただ、ここに、私は全般として上げておりますけれども、この下の総務課の中に、ふるさと納税担当の地域おこし協力隊の募集というのもあります。書きぶりとしては、なぜ全般に上げたかといいますと、所属課が総務、企画、福祉保健課、農林、教育委員会と、様々な部署で募集をしておりますので、これは全般、それぞれに書いたら、数が増えますので、全般に上げたんですけども、この総務課のふるさと納税担当の地域おこし協力隊、これも、こういう上げ方をするのであれば、それぞれに分けるのがいいのかな、ちょっと上げ方が、判断、皆さんの御意見をいただかないと分からないんですけども、私は全般として、この意見を上げております。以上です。

○久代委員長 岩崎委員からの提案の理由説明でした。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私も次の確かに総務課にふるさと納税、その事業ごとに、それぞれ書くよりは、書くと本当にそうなりますから、全般で、確かに全ての課で必要であったり募集をされてるので、もう全般でまとめてされるべき、岩崎委員が言われるような、そういう方向のほうがよろしいと思います。それで、私は地域おこし協力隊の募集については、やっぱりこれはぜひ上げるべきだと考えます。

○久代委員長 そのほか。

岡本委員。

○岡本委員 この今の募集、時期を早め、隊員の確保に努められたいという御意見については、私も採用されるのがよろしいかと思えます。全般でいいんじゃないでしょうか。これは、全般でかかっていますので。

あと、もう一つ加えると、ふるさと納税担当の地域おこし協力隊のことについては、例えばほかの農業研修生などとは私は扱いが違うものと考えて、総務課に上げておりますので、これはこれで御議論いただきたいというふうに思います。以上です。

○久代委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 確かに、岡本委員のおっしゃります、そのふるさと納税の関係、まず、結局これは応募者に対するその要件ですね、いろんな条件、要件、これに関しての加えた部分でありますので、これは、ふるさと納税担当以外の隊員募集にも同じことが言えると思えます。よって、全般の中で、この募集の要項については、いろいろと条件を明確に提示し募集をするというような、もう1行でも加えて、全般で対応すれば、まとまるんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○久代委員長 地域おこし協力隊の募集についての在り方について、総務課で別に上げていることと合わせてもいいじゃないかという、岩崎委員の発言でもありましたけども。

近藤仁志委員。

○近藤委員 全般で、地域おこし協力隊、今年は大変募集人員が多うございますし、各分野にまたがっておりますので、やっぱり全般で上げるべきだと思いますし、もし、そういった個々のいろんな問題があったら、それはそれで付記すればよいということで全般のほうで上げるべきだと思います。ただ、インターンシップに関しての、もし意見がありましたら、それは、別に載せても構いませんけど、この地域おこし協力隊の募集については、この全般で対応すべきだと考えます。

○久代委員長 古都勝人委員。

○古都委員 昨年も、相当この問題については議論がここでなされましたけれども、予算可決前に募集をしなければいけないという、行政と実態とのギャップがあることなので、岩崎委員が言われたように、めどを立てて早めの募集したほうが効果も大きいと思いますので、私は全般でよろしいというふうに考えております。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 私は載せるべきということを賛成するんですが、ここで一番書いてあるのは、募集時期を早めるということ、要するに、先ほど同僚議員が言われました、予算を承認してない状態とありますが、それを待ってたらずれますんで、極端なことを言いますと、例えば秋ぐらいの全員協議会で、来年度はこう考えてるんだということを説明していただいて、議会決議ではないですけども、やはりそれぐらい早く、早めてですね、募集をちゃんと駄目だというのであれば、議会に秋ぐらいにもう言うていうぐらいの気持ちでないといけないと思うんです。ですから、私はここに書いてある募集時期を早めることについては賛成でございますんで、これは載せるべきだと思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 その総務課に書いてあることのほうなんですけれども、勤務形態の自己裁量や副業を認めるなど、応募者に魅力的な条件を提示するっていうことが、全般に反映させるべきだという御意見で、それで全般でということであれば、それは、私はそれでも構わないと思いますけれども、皆さんの同意が得られるのであればですが。（「採決」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 岡本委員の今の発言は、総務課のほうで立てている、ふるさと納税担当の地域おこし協力隊の募集についての件です。それも文言も含めて全般の意見として上げるという考え方でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 地域おこし協力隊については、全般でここに書いてあるとおりでいいと思います。文言については修正が必要な部分はあるかなと思いますが、おおむねこれでいいと思います。

ふるさと納税担当職員については、やっぱり、ここに自己裁量や副業を認めるなどってのは、採用条件っていいんでしょうか、そこについて記載があるわけですけども、ふるさと納税については完全に役場の雇用ということで、会計年度任用職員並みの扱いになるということが前提になります。その上で自己裁量や副業っていうのは、会計年度任用職員の扱

いの中でということになると思いますが、個別には、例えば、社会福祉協議会の事務の補助とか、先ほどありましたインターン型の地域おこし協力隊とか、個別にいろいろな活動の方法、活動の分野があるわけで、そこについて1つずつ上げる必要はないと思います。総枠として、早めに人材確保に努めるようにという趣旨でいいのかなと思います。（「採決」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 ふるさと納税の職員については、役場の職員だという、会計年度任用職員で採用されるという御意見が今、ありましたが、それはそのとおりですが、ただ、地域おこし協力隊の受入れに関する手引ということで、国から手引も出ておりますけれども、当然、例えば、副業に従事する場合は任命権者の許可が必要とされてるんですけども、勤務形態などを勘案して、必要に応じ弾力的な運用を行うことが可能だと、あるいは、兼業等を通じて隊員が任期中から起業や就業に向けた準備をし、ひいては、任期終了後に活動地域への定住定着を図ることも重要ですよというようなことが、手引に書いてありますので、単なる会計年度任用職員ではなくて、基本的に3年間で何か次の進路を見つけるということとを課されている方たちなので、やはりそういうことも勘案して、総務課に入ってる部分ですね、勤務形態の自己裁量や副業を認めるなどっていう応募者に魅力的な条件を提示ということも、入れていただきたいというふうに私は思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 今の岡本委員の発言についてですけども、そこはどの協力隊についても当てはまることであると思うわけですよ。社会福祉協議会に派遣というか、委託された協力隊であっても、その3年後の活動に向けての準備や副業というのも考えていく必要があるわけですから、同じことだと思います。（「採決」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 いや、採決より前に、大事な地域おこし協力隊の募集のことですから、皆さんの意見を。

近藤委員。

○近藤委員 前から町長が、3年後、この地域おこし協力隊を募集するのを提案を受けたときにも、3年後が担保できないので、なかなかこれに踏み切れないというような発言があってきました。でも、地域おこし協力隊の制度そのものは、都会の若者が田舎で活躍できる場、また若者が田舎に活路を見いだす、田舎での生活支援をしてもらえるような副業、仕事を見つける、3年後ですよ、3年後を見据えて、そういった取組を持った若者を田舎

で田舎に住まわせる協力をするというような制度の一面もあるわけなのでありまして、3年後を担保するという考えは、やはり、今、この日南町にとって必要ないではないかと思えます。3年間の間に町民と一緒にあって、3年後、自分は本当、地域おこし協力隊の若者といろいろ話し合っていけばと思えます。魅力ある条件というのを提示することは検討されていますけど、この魅力的な条件というのは個々いろいろ個人個人に差がありまして、それを何をもって魅力的な条件というのかもなかなか分かりにくいと思えます。そういった意味で、精神的に温かく迎える町であるということほど伝わったら、自分はいいじゃないかと思えます。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 私、特に勤務形態の魅力的な条件ということで、自己裁量という言葉が出ておりますが、同僚議員の提案されている、岡本議員に聞きたいのは、自己裁量とは、どういう内容の裁量なんでしょうか。具体的に、月何ぼとか、何時間とか。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 現在でも、自己裁量ではないんですけれども、例えば、チャレンジ起業地域おこし協力隊の場合には、週何日か地域に入って活動するというようなことが定められています。だから3年後の起業に向けて、そういう活動をしてよいよという、してよいよというか、しなければいけないよということなんですかね、ということが定められています。会計年度任用職員で採用される、例えば、採用されるふさと納税担当の地域おこし協力隊の場合には、基本、5日間役場に来て、事務仕事だけじゃなくて、当然、納税してくれる先とか、あるいは、品を提供してくれる先とかとの連絡とかもあるんでしょうけれども、そういったことを、例えば、何曜日は地域の企業に出かけて行って、何か商品開発をすることに一緒に携わっていいとか、何曜日はどっかよその企業に行って、話を聞いていいとかっていう、その自己裁量というか、それも職務の範囲だというふうに言ってしまうとそれまでなんですけれども、そういったことを、もうちょっとはっきりと示してもいいんじゃないかなというふうに、私は考えております。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 私は民間企業で自己裁量で働いた経験があるので言いますと、通常フレックスタイムというんです。要するに、月160時間、それが一日8時間ですが、8時間のときもあれば4時間のときも、その最終は160時間になるように、自由に、例えば土日は出てこれません。これは、休日出勤になりますから。それがフレックスタイムなんですよ。

朝の4時からでもいいんですよ。昼で帰っていいんですよ。ただし、コアタイムという絶対出なきゃならない時間も定めないかん。全てが自由裁量じゃないんですよ。これがフレックスタイムのやり方なんです。フレックスタイムで一番大事なのは、自己管理ができる方しかできないんです。極端な話、自己管理できない、もう時間がルーズでルーズで適当に帰ってしまうとかですね、それは駄目なんで、本当に自己裁量でやる場合、フレックスタイムやる場合は、会社も従業員もきちっと管理できるような体制を取って初めて自己裁量の仕事ができるわけです。それでなかったら自由になってしまうわけです。それだけ言うときます。自己裁量は自由だということではなくて、決められた時間は決められた時間できちっとやると。それを管理せないけません。通常、私たちのほうは、もうパソコンで、出たらもう入力して、帰るときはパソコンで全部、完全に自己管理はそこなんです。誰も認めない時間ではいけませんので、これはお金のかかることですから、そこまで分かった上で自己裁量やるならばいいです。そういうことをちょっと言いたいということと、副業はよく今認めてますが、例えば、地域おこし協力隊で、もし事故起きたときにどちらの責任になるかということをしちっとやって、労災の関係もありますから、そういうこともきちっと明確にしてしないと駄目なんで、私は、どういうんですかね、これについてはちょっと僕は疑問を抱いておりますので、上げる必要ないと思っております。

○久代委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 一つには、ここに明確に書いてあります、募集の時期を早めてくださいというのも、これはもちろんですけども、実際には募集時期を早めても、やっぱり、その募集の内容に魅力がないと隊員に応募というのは厳しいっていうのが現状だと思います。ですから、例えば、やっぱり可能ならば報酬とか勤務形態とかいうのも、条件もやっぱり魅力的なものとして募集をしていただきたいというふうな言葉を加えてもいいのかなとは思いますが、細かいことを言ったら、いろんな条件っていうのは制度上こうしなさいっていうのはあるわけなんで、これは当たり前のことであって、どこの自治体が募集するにしても、その要件は必ずクリアしなければならない。やっぱり、それ以上のところ、要は来ていただくためには何をせないけんか。まず募集を早める、その条件っていうのも、こういう魅力があるんだよということはやっぱり提示していただきたい。それくらいしないと実際には隊員の応募っていうのは厳しいっていうのが現状なんで、だからあまり具体的なことを、副業だ自己裁量だってやなことを書くと、これは個別の話になります。事業によって採用の条件だって変わってくるわけなんで、ただ言えることは、全般的に言えることは、

やっぱり魅力的な募集の条件ですね、これを検討されたいということを行加えればいいんじゃないかと。そこんところは議会が細かく突っ込む部分ではないと。それは担当課として検討していただきたいという思いで、一行加えればいいんじゃないでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 今、岩崎委員から、ふるさと納税に限定をした、総務課の中であったわけですが、それについても地域おこし協力隊全般の魅力ある募集の仕方、時期ももちろんありますけども、そういう文言に修正して、総務省の地域おこし協力隊の基準があるわけですから、それにのっとった形で意見を表記するという折衷案ではどうでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岡本委員。

○岡本委員 上げ方としては、確かにあんまり細かいことまで指定しないほうがいいのかもかもしれませんけれども、ただ一つ申し上げておきたいのは、先ほども申したように、副業を認めるということは総務省も認めてることですし、自己裁量に自己管理が求められるっていうのは当然のことです、それは。ある意味、地域おこし協力隊の方たちは3年間を、何ていうんですかね、自分の管理で、自分のやり方で過ごして、その後の人生を決めていくというような、そういう立ち位置にあると私は思うので、その辺のことにも配慮したほうがいいんじゃないかなというふうには思います。表現については、いいと思いますけれども。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 個別の職務によつての条件というのは、変わってきますので、今、岡本委員のおっしゃったことをやるとすれば、議会が要項をつくれということと一緒に、そこまでのことはこの場でやるべきことではありませんし、全体にばさっと網をかけた形でやっていたらいいんじゃないかと思つています。そこから辺りは、細かいことを書くのか、書かないのかっていう違いなんですけども、そこまで細かいことを意見として上げる必要はないと思つています。

○久代委員長 それでは、後ほど修正する文章をつくつて皆さんに再度御覧いただくということで、この地域おこし協力隊の募集の件については取り上げるということでよろしいでしょうか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）

続いて、総務課、一般管理事務です。会計年度任用職員と正職員との間には、休暇や手当の面で大きな格差がある。制度を改善して格差を縮めるとともに、国に必要な財政措置

を求められたいという件です。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも今まで、一般質問や質疑の中などでも何度も取り上げておりますけれども、大分差は縮まって、手当、休暇の面ではですけど、給与の面ではまだまだ差が大きくて、それも改善しなければいけないところなんですけれども、まずは休暇や手当の面で格差を改善していただきたい。例えば、今、手当の面では、会計年度任用職員には扶養手当、住居手当、それから勤勉手当というものが、例えば、支給されておられません。勤勉手当については、国が前向きに検討してるというようなことは聞きますけれども、国に先立って、別に、地方自治体、町がやるということも法律上これは可能です。支給することができるということが地方自治法にはきっちりと定めてあります。フルタイムに対してはですね。パートタイムについては、ちょっと法改正が必要ですけども、フルタイムに関しては、法律上も可能です。それから、休暇についても、例えば、私事による負傷、疾病が無給であるとか、骨髄等ドナーが無給、短期介護が無給というようなことで、あるいはボランティア休暇が認められないということなんですかね、そういった差がかなりあります。そういったことの格差を縮めていくということ、国の対処を待たずに地方自治体のほうから、町のほうからやっていって、財政的な支援も求めていくということは、大切なことではないでしょうか。

○久代委員長 という提案者からの提案理由がありましたけど、皆さん、どうでしょうか。

荒木博委員。

○荒木委員 この中の文章いうか、ずっと今まで言ってこられた内容の意見でありまして、もともとの採用がもともと違うわけですから、公務員試験を受けられて採用された方と会計年度任用職員になった方の待遇を一緒にしろというのは、当然、無理があるというふうに私は思いますので、この意見はここに上げるべきではないというふうに思っております。

○久代委員長 岡本委員、反論ですか。どうぞ。

○岡本委員 今、採用の方法が違うということが、おっしゃいましたけれども、採用の方法が違ったとしても、同一労働同一賃金というのがあります。ですからもちろん管理職と一般の職員の、そうでない職員の方というのは、仕事が、内容が違いますので、それで給与が違うというのは、それはあるんですけども、管理職じゃない方で同じような仕事をされていてという場合には、採用方法のいかんを問わず同じ条件で働くというのが、これはもう民間では裁判で決まっております。郵政でそういう裁判がありまして、非常勤の職

員と条件を同じにしなきゃいけないというふうな判決が出ております。ですので、むしろ公務員のほうが民間に遅れてるという状態ですので、これにつきましては。その点は、よく御承知おきいただきたいと思います。

○久代委員長 皆さん、どうでしょうか。（「採決」「もう採決、採決」と呼ぶ者あり）採決という意見がありますけども、採決でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、会計年度任用職員の全般の処遇についての意見を取り上げるべきだと思われる委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名ですね、岡本健三委員、はい。

そのほか、取り上げるべきでないと思われる……（「べきじゃない。必要がない」と呼ぶ者あり）それなら発言をしてください。取り上げる……（「採決でしょう。取り上げるかということでしょう」と呼ぶ者あり）取り上げる必要はないということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

取り上げないという委員が多数でありました。

次、ふるさと納税担当の地域おこし協力隊のこの第2項目については、先ほど地域おこし協力隊全般として取り上げるということにしましたので、後で修正の文言を提出します。

3番目の総務課。日南町課設置条例の改正により、人権・同和対策及び人権擁護に関することと、男女共同参画に関することが、教育委員会に移管する方針である。これを機に、日南町の同和対策事業と同和教育及び人権施策全般についての評価と分析を求められたい。これは私のほうから提出した意見であります。といいますのが、条例改正で、課の設置条例の改正で、人権・同和対策事業と男女共同参画が教育委員会に移管することになる、最終日に採決ですけども、なる見込みです。ですから、この際、これまで日南町でいろいろ取り組まれてきた同和対策事業や、同和教育と人権施策全般についての、ある意味での総合的なまとめをこの際されてみてはどうかという私の意見です。

近藤仁志委員。

○近藤委員 ちょっと提案者にお伺いしますが、これ、今まで同和対策事業や同和教育、人権施策についての評価とか分析などは、総会とかそういう場で今まで、何かな、発表とか提示された経緯はないわけですか。

○久代委員長 あのね、それぞれ同和教育推進協議会の日南町の総会や、各まちづくり協議会にも支部があって、それぞれやられておりますけども、いうのが、それぞれの年度に

あった事業の報告が主で、年度ごとの。実際には、この半世紀にわたって続けられてきた事業全体を総括するようなものではないのではないかと私は認識しておって、このことを教育委員会に移管するに当たってしっかりまとめられたほうがいいじゃないかなという意味で、私は提案をしてみました。

なかなかね、これまでの事業について、同和教育ももちろんありましたし、なかなか総括してまとめる機会がないし、特に去年は全国水平社創立100年ということで、いわゆる部落問題に対しても総括をされてる経過もあって、どうかなと思って私は提案をしました。

荒木博委員。

○荒木委員 提案者の気持ちは非常によく分かりますし、また教育委員会のほうに移管するわけですが、予算審査の場ですから、今回取り上げなくてもいいんじゃないかというふうに私は思います。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私は取り上げたほうがいいと思います。総括するという意味で、今までももしかしたら出てるのかも分からないですけども、そういったものもまとめていただいて、一度、どういったことをやって、どんな成果があつて、どういう問題があつたとかっていうことは私も知りたいです。それで、予算で取り上げるかどうかっていうことについては、何か特に規定があるのかどうかよく分かりませんが、これからやっていただくことについてこれはいつてるわけですから、予算の、予算というのはこれからのことについて、令和5年度のことについて決めていく、もちろん財政的な問題は重要ですけども、それ以外のことについてもいろいろ皆さん御指摘されてますし、いろいろな意見を言ってくというのが予算の審査の中に入るとはならないかと私は考えるんですが、ですので、取り上げたほうがいいと私は思います。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 男女共同参画に関することに関しましては、見ますと、第4次の日南町男女共同参画推進計画っていうのがございまして、令和5年度までの期間でなんですけれども、これを、今度また改正になるとは思いますけれども、そういうところでこのような評価とか分析というのは必ずされることになろうかと思えます。あえてこの予算審査の中でこの言葉を入れるというのは必要性を感じません。取り上げなくてもいいと思います。

○久代委員長 という意見ですが、どうでしょうか、皆さん。

古都勝人委員。

○古都委員 思いはいろいろあって提案されたと思っております。長年の懸案の案件であろうと思うわけですが、新年度予算の審査の段階でこの要求はあまりにも早過ぎる。一般質問あたりで今言われるようなことを言われればいいと。というのは、経過的にも、もともと教育委員会にあったこの事業が総務課に移管されて、総務課から教育委員会に返される。その間に男女共同参画という新しい項目も入ったわけですけども、そういう近年の町の履歴があるわけですから、当初予算にうたう必要はないと私も考えますので、よろしくをお願いします。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 先ほど、その男女共同参画推進計画のことについて、確かに見直しされるというふうにはおっしゃってます。ただ、今ある推進計画を見ると、簡単に何年に男女共同参画社会基本法が施行され日南町では平成15年から云々ってことは非常に簡単には総括は、総括というか、ただその流れが書いてあるというのはあるんですけども、ちゃんとした評価と分析がまとまっているかというのと、決して今の計画ではそのようにはなっておりませんので、これを踏襲されてしまうと似たような計画が出てくる可能性も十分あると思いますので、むしろそういう意味では意見を言っておいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いや、計画っていうのは、やっぱりその分析と評価というのを加えて新たなものをつくっていくわけですから、これはこの男女共同参画の計画にこだわらず、全てがそうであります。このことを言ったら、全ての町が立ててます計画に対してこの意見をつけないけんということになるんじゃないかならうかと思えます。そういう意味において、今回もこの意見は必要ないと思えます。（「採決」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 それでは、意見が出ましたので、採決を採りたいと思います。

この意見を上げるべきだと考えられる委員の皆さんは挙手をしてください。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

取り上げなくてもよいと思われる委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。

よって、課の人権・同和対策の項については、取り上げないということに決まりました。

次、企画課。青年結婚・U I ターン促進事業。22ページです、議案説明資料では。県のふるさとでの新しいライフステージ支援補助金（補助率2分の1）に基づく補助事業であるにちなん新生活応援奨励金は、年齢制限や妊娠中などの条件があり、非常に利用しにくくばかりでなく、町が移住者の属性を限定していると誤解されるおそれがある。事業を中止し、県の補助金が一般の移住定住対策に用いられるよう、要綱の変更を県へ申し入れられたいという内容です。

提案者、岡本委員。

○岡本委員 これも以前から申し上げていることですがけれども、このにちなん新生活応援奨励金というのは、県のふるさとでの新しいライフステージ支援補助金（補助率2分の1）に基づいて、わざわざ日南町が県の要綱に合わせてやってるということですね。満39歳以下であることとか、結婚して3年以内、妊娠中、世帯内に小学校入学前の子がいることとか、いろいろな条件が書いてあるんですけれども、そういった条件をつけた補助金というのは、もともと町自身はそんなことはやろうとしてなかったわけですよ。ちゃんと町にはいきいき定住促進条例というものがあまして、きちんと定住したときに、あるいは結婚したとき、出産したときにどうしますということが、きちんと定めてありますので、それにのっとって移住定住施策は進めていけばいいと。県にしてほしいのは、そういった一般の対策に用いられるように、この補助金ですね、もっと使いやすい形にしてほしいという、町の独自性を出していくということも大切だと思いますので、私はそのように求めていったほうがいいと思います。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 補助事業というのは、そもそもが目的を持ってその活動に対する補助をするわけでありまして、その要件として年齢制限やいろんな条件等設けられるのは当然であります。いろんな補助事業に対して条件というのは必ずついてあるわけでありまして、何もない補助事業というのはまずありません。そういった中において、移住者の属性、あなたには来てもらわなくてもいいですよという趣旨の補助事業であることは絶対ないことが見てとれますので、私はこれは必要ないと思います。

○久代委員長 これは以前にも議論した経過がありますけど。

岡本健三委員。

○岡本委員 ただ、考えていただきたいのは、もともと町のいきいき定住促進条例をつく

るときには、こういう発想はなかったわけですね。県がやったからまあ2分の1出してくれるからやりましょうみたいな、割と安直な考えで採用していると思うんですけども、無理にこんなふうに厳しい条件をつけた補助金をつけると、これがほかの人は来てくれなくていいですよということを言ってるかどうかで、それは取りようにもよるんでしょうけれども、人によっては、じゃあ年齢がいつてる人間は、あるいは子どもがいない人間はどうなんだろうということを感じられる方もいるという可能性は、私はあるんじゃないかと思えますので、あえてそういう補助金を使うよりも、もともとちゃんとここで恐らく議論されてちゃんと日南町独自のものとしてつくった日南町いきいき定住促進条例というものを適用、使っていけば、この補助金は必要ないんじゃないかと私は思います。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 私はこれは取り下げのべきだと思っております。先ほど言われるように、日南町には定住促進条例があります。プラス県の補助金、これは全県を見た形で県が考えた、それについて日南町はこれいいなということとされてる内容ですので、これについては上げる必要はないと思っております。

○久代委員長 それでは、ここで採決を行います。

取り上げるべきだと思われる委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

取り上げなくてもいいとお考えの委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。

よって、企画課の青年結婚・UIターン促進事業、22ページについては、取り上げないことに決しました。

次、生産年齢人口の増加を目指して各事業が計画されているが、第2期総合戦略のKPI達成のためにも、さらに積極的な取組を求める。特に日南町に目を留めてもらうインターネット上の移住定住関連サイトへの掲載など、広報、宣伝を強化されたいという意見でございます。

提案者、発言を求めます。坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 先ほどの地域おこし協力隊の募集についてでもそうですけども、まず日南町はこういう地域おこし協力隊を募集していますとか、あるいは移住定住施策、対策につい

てこういう支援事業を展開をしておるのでぜひ来てくださってというところが、全国にアピールできてないというところが一つ大きな原因があると思います。本会議のときにも言いましたけども、例えば、町の会計年度任用職員などについて、全国版のハローワークに募集を掲載するとかってということも言いましたけども、まずその日南町っていうところがあるということ、そして人を求めているっていうことに目を留めてもらうことから始めないと、なかなか全国の中で日南町に関心を持ってもらうということにつながらないと思いますので、こういうふうに書かせていただきました。移住定住で一番大きなといひましょるか、よく見られるのが、いわゆるJOINといわれる移住・交流推進機構が運営するJOINというサイト。そのほかにもいろいろありまして、住宅リフォーム推進協議会とか、複住スタイルとか、いろんなサイトがあるんですけども、やっぱりそこに掲載をしていくという取組が必要だと思います。場合によっては、有料の広告費を使ってでも目立つような掲載をしないと、なかなか日南町のホームページにだけ掲載しておっても、なかなかそこに目を向けてもらえないという実態があるので、改善を求めるといふ趣旨です。

○久代委員長 皆さん、賛成意見も結構ですので、どんどん意見を上げてください。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 提案者のおっしゃるのに賛同いたします。先ほど口頭で言われました有料サイトとも利用してというような言葉も、ここには宣伝という表現をしてあるんですけども、本当に有料サイトを利用してでもというような表現を加えてでも、やはりこのところは広く日南町に目を向けていただくきっかけをつくるという意味でも、その言葉も加えてこの文章を強くしたいなと思います。以上です。

○久代委員長 賛成の意見でございました。

近藤仁志委員。

○近藤委員 提案者の意見に賛成いたします。特に最近感じるのが、生産年齢人口の減少というのが今後ますます日南町にとって大きな課題になってくるし、足かせになってくるものと思います。そういった意味において、地域おこし協力隊もですが、移住定住の推進、地域の活性化のために、やはり多くの方に日南町に関心を持ってもらうことは大切なことだと思います。ぜひ、こういった取組をもって、私たちアナログ人間にはできない発想を持って町外に情報を発信していただきたいと思います。

○久代委員長 企画課の移住定住の関連の案件については、取り上げるということで、皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

全員賛成でございますね。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ちなみに、冒頭に書いております生産年齢人口の増加を目指してっていうのは、この事業説明の頭の部分を引用しておりますので、御理解いただきたい。（「後で調整してください」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 ということは、坪倉委員、この生産年齢人口の増加を目指してという文言をどう……（「いや、そのままでいい」と呼ぶ者あり）そのままよろしいですか。（「後で、後だ」と呼ぶ者あり）分かりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は10時20分といたします。

〔休 憩〕

○久代委員長 休憩前に続いて、予算審査総括を再開いたします。

企画課の公共交通確保総合対策事業について、朗読いたします。

デマンドバス、ドア・ツー・ドアのサービスの充実について。ドア・ツー・ドア化によって、住宅付近での乗降が可能になったが、現在の車両では入れない道、狭い道が町内には点在しており、利用者から利便性の向上を求められている。利用者の要望に応えるため、5人乗り程度の小型車両の導入を検討されたいという意見です。

近藤仁志委員。

○近藤委員 私が一応提案させていただきました。さきの全員協議会において、こういった問題が発生していて小型車両の導入を検討するという説明がありましたが、予算には反映されておられませんし、それから聞く話によりますと、この話もどうも何か立ち消えになりそうだというような話が内々でちょっと情報としてありました。そういった関係で、やはりこの問題点、大変たくさんあちこちから救急車は来るのにデマンドバスは来んと言われたというような話も聞いております。そういった観点から、もっと利便性、ドア・ツー・ドアをより完全なものにするためには、やはりこういったきめ細かい対策が必要であると考えて、ぜひ皆さん方に御検討を願いたいと思います。

○久代委員長 という提案者からの説明でございました。皆さんの発言を求めます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 賛成でございます。ただ、あえてちょっとこれにですね、結局ドア・ツー・ドア化が始まったことによる問題点というのも他にもあります。例えば臨時便への対応とか、そういうようなところも人的な問題があって運行がなかなか難しいというような

状況もあろうかと思えます。ぜひ併せてそういうような臨時便の在り方、これについても併せて検討していただきたいという一言も加えていただけたら、公共交通という位置づけの中で全体を見通した意見になるのではないかと思います。

○久代委員長 岩崎委員、臨時便というのは路線バスの臨時便ではなくて。

○岩崎委員 学校とかが使われますよね。

○久代委員長 はい。

○岩崎委員 ですし、そういう大型バスでの臨時便。

○久代委員長 大型バスの臨時便ということですか。

○岩崎委員 はい。

○久代委員長 古都勝人委員。

○古都委員 私もこれいい提案だと思ひまして、当然上げていただきたいと思ひますが、以前にも若干話したことがあります、冬期間の除雪をしない道っていうのがありまして、こういうことに対応できないのではないかと考えております。そこら辺との連携も取っていただいて、除雪をしてもらって、こういうような公共交通を運行していただきたいと、このように考えておりますので、できれば文案の中に除雪等も含めていただきたいというふうに考えております。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 除雪というのはちょっと若干趣旨が違ふと思ひます。要するに、基本的に普通の日常生活として、除雪というのは季節も限定でありますし、特異性の面があるわけですが、基本的な考え方として、今のデマンドバスの車両では入れない道があるという実態に対応するためということで提案してあります。その点もよろしくお願ひします。

○久代委員長 古都勝人委員。

○古都委員 今のバスでも入れる広さですけれども、冬期間除雪がなされない地域があつて、そこに入れられないという実態があります。生活道であれば農道でもいいということは聞いてありますけれども、そういったことがありますので、できればいい機会ですので、それも含めていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○久代委員長 除雪のほうは建設課のほうでもっときめ細かい除雪、早期の除雪の要望として、意見書として出されたらどうかと思ひます。

○久代委員長 古都委員、建設課で意見書を提案される考えはありませんか、除雪につい

て。

古都勝人委員。

○古都委員 別に上げてもいいとは思いますが、やはり公共交通ということで、この運行が可能な限りできるということであれば、今の近藤委員さんのお話からいうと、道広げりゃいいじゃないかっていう話になるわけですし、そうじゃなくて、やれるところは除雪ほどしてもらえれば、冬期間だけでも、それ以外は歩いてでも出れるわけですけども、そういう意味で一緒をお願いしたらどうかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○久代委員長 このドア・ツー・ドア……。

坪倉委員。

○坪倉委員 冬の除雪については、企画の担当のほうから建設課のほうに丁寧な除雪をしていただくように申入れというか、連携はされておるということでありますが、主導は別として、その利用がスムーズにいくように、除雪についてはできる限り丁寧な説明を求めるといのは、そういう配慮は当然にあるべきだと思っております。ここに書くかどうかについては難しいところがあるのかなと思います。最終的に5人乗り程度の小型車両を導入してでも、よりきめ細かなところのみそだと思うわけでありまして、5人乗りか6人乗りかは別として、できる限り、コンパクトビレッジの構想の推進の意味からしても、遠隔地の公共交通手段確保は非常に今後のまちづくりに重要な役割を果たすものと考えますので、こういう意見は、より充実させるために意見の提出はよろしいと思います。

○久代委員長 分かりました。除雪についてはちょっと文言を再度検討させてください。よろしいですか、古都委員。

このデマンドのドア・ツー・ドアについてを意見として上げることに、皆さん、よろしいですかね。（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、公共交通の確保対策事業については、取り上げることに決まりました。

続いて、観光振興対策事業です。山里L o a dにちなん委託費用について、実績と活動を鑑みたときに、業務執行理事は事務局長と兼任するべきである、人的に必要であれば一般職員である実践的な体制とするべきという記述でございます。

提案者、櫃田洋一委員。

○櫃田委員 まず、予算審査の各課提出資料企画課の中に、山里L o a dにちなん委託予算要求設計書というのがあるんですけども、2つあるんです。それで、一番左側と一番右

側にあつて、一番左側のものには、理事長、業務執行理事、事務局長というかなりの金額が入った賃金が上がってます。一番右のものには、理事長と業務執行理事が載ってないんです。それと、職員が6名から4名になってます。これを少しちょっと確認してから、もう一度私はちょっと文章をつくり直したいと思ってます。なぜなくなったのか、じゃあこの理事長と業務執行理事はいないのか、それとも賃金が払われていないのか、これがまず不確定な要素があるので、ここをちょっと確認しないと、ちょっと文言がちょっとつくりにくい部分があります。ただ、趣旨としては、理事長はその頭、冠みたいなので、実際にも、それは仕事もされるとは思いますが、業務執行理事というのは事務局長と兼任できるんですよ。それから、職員が足りないようであれば一般職員である実働部隊、本当に下で皆さんよく働かれていますけども、そういう方を増やすべきだと思います。この金額を見て、皆さん多分そう思われるんじゃないかと思います。以上です。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 先ほど櫃田委員がおっしゃられましたけど、理事長、業務執行理事、これは青色で書いてある。これはこっちのもう一つのほうの紙のこの青色のほうに人件費として載っとるわけなんです。移住定住のほうの担当のほうになっとるわけですし、総額的には同じです。これが、要するに、オレンジ色と青色とは人件費の場所が違うという多分印だと思って見ました。この意見書についてですけど、自分もこう考えますが、でもまだ山里 Load、発足して1年でありまして、その業務執行理事と事務局長が兼任するべきか、するべきでないかというのは、判断するのはまだ自分とすれば時期尚早ではないかと思っておりますので、このたびは自分は見送るべきだと思います。

○久代委員長 今、櫃田委員から、企画課に再度確認して、人数のこと、ありましたけど、どうでしょうか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先ほど近藤委員に教えていただいて、ちょっと確認できました。確かにそれはそうです。1つの組織で2つの事業をするので、それは人は定住対策、あるいは観光対策、それはそれで問題はないと思います。ただ、理事長、業務執行理事、事務局長というのは両方の多分仕事をしてると思います。実際にするべきであるだろうし、だから、これはどちらに載せるかは別として、業務執行理事、じゃあ何をするんですか、以前もちょっと質問したことがあります。じゃあ何をするんですかと。事務局長は何をするんですか。これは同じ、以前のエナジーあるいは産業振興センター、ちょっと前の産業振興センター

は事務局長が常勤じゃなかった部分があり、業務執行理事は他社、外部の理事の方がされてた部分もありますけども、これは兼任できる部分であるし、これ見たら、みんな多分この職になりたいと思うんじゃないでしょうか。私は多分兼任するべきだと思います。

○久代委員長 業務執行理事と事務局長は兼任すべきであるという櫃田洋一委員の発案でございましたが、皆さん、そのほか意見がございますか。

古都勝人委員。

○古都委員 櫃田委員の発言、冒頭にありましたが、確認をしてという話がありました。まだあしたもあるわけで、企画課のほうとよく業務内容等も確認していただいてから審議したほうがいいと思います。

○久代委員長 櫃田委員、午後にほかの再聞き取りがありますので、企画課に説明を再度求めるということでよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

それでは、午後一番に企画課も含めて聞き取りを行います。

大西保委員。

○大西委員 私、この詳細を見させていただいて、職員人件費で具体的にこういう金額言ってもどうか思うんですが、すごい高額だなというイメージは持っております。なぜかといいますと、県の職員さん、例えば部長クラス、所長クラスが辞めたとき、要するに天下り先と言われるんですけども、そういうところの給与を私、知っておりますし、課長職であって幾らぐらい。それから見ると、この金額破格だなと私は感じておりますので、その基準はどうなのか、そこまで我々が言えるかどうか分かりませんが、私はこの金額見てびっくりしております。実際に、県の所長とか部長クラスが次の県の関係のところに下りる、天下るときは約28万です、給与は。課長職は23万4,000円が基準になつとるのに、これは相当な高額だなというイメージを持っておりますので、その給与算定も、それもちよっと教えていただきたいと思います。

○久代委員長 午後の聞き取りで、一応民間の法人ではありますけども、委託料として人件費が払われていますので、聞き取りで分かる範囲内で聞き取りを行います。

そのほか、ありませんかね。

それでは、山里Loadにちなん委託費用については、午後の企画課の説明を求めた上で、再度この意見を取り上げるか否かについては審査を行います。よろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうすると、次、住民課、国民健康保険事業について。国の施策で国保税の子供の均等

割を未就学児のみ半額免除しているが、町独自に18歳以下の子供全員に対して均等割を全額免除されたいという意見でございます。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも以前から申し上げてることですけれども、特に国も子育て施策大切だということを言っておりますし、日南町としてもぜひ子育てを助けるという意味で、この均等割部分を免除ということを考えていただきたいと思います。もともとその均等割という制度自身がどうなんだっていう問題もありますし、知事会の要請でも、均等割なくしてくださいと、子供の均等割なくしてくださいということは、もうずっと出ております。それで、一方で出産祝い金を出しながら、もう一方では、子供さんができるとこの均等割というのを取られるというので、これも何かおかしい制度だと思います。協会けんぽなどではこういうことはないわけです。

あと、財政的な面でいいますと、もし18歳以下への均等割を全額免除したとしても、これは令和元年、ちょっと古い資料ですけれども、105万円ということで、均等割の総額が2,487万円なんですけれども、その中のごく一部ですし、町全体の財政からいっても非常に僅かな額ですので、ぜひ子育てしやすい町にということで、均等割免除していただきたいという意見です。

○久代委員長 今、岡本委員から説明がありましたけど、皆さん、どうでしょうか。

荒木博委員。

○荒木委員 ちょっと言い方はおかしいですが、先ほど提案者のほうも僅かな額というような表現をしておられましたので、国の方針が決まってからでいいんじゃないですか。それから、この保険料というのは町が決めてるわけじゃないのですから、県で……。

○久代委員長 いやいや、町が。

○荒木委員 町が決めとるか。

○久代委員長 町が決めてますよ。国保会計は町が決めてますから、均等割も。

○荒木委員 どっちにしろ、私としては、これは載せなくてもいいというふうに思っております。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 子育て支援という観点からは一つの手だてだとは感じますが、一方で、県の国保の統一の時期を見据えて、資産割の廃止についても議論をするということが検討されております。その影響額がどれだけなるのか、ちょっとまだ、私、承知しておりませ

んけども、そういったところの全体の負担のバランスについても検討を加える必要があるんじゃないかなと思います。

○久代委員長 では、坪倉勝幸委員、県の国保の一元化、会計がなつとる関係で、資産割等のことが決まってからいう趣旨ですか、子供の均等割についても。

○坪倉委員 国保の税額、税率等について、統一される時期についてもちよっと正確に把握しておりませんが、決まってからということでもなくてもいいとは思いますが、方向性が出て、日南町の住民負担、国保会計の税収等のバランスを考える必要があるという趣旨であります。

○久代委員長 この意見は、じゃあ、取り上げなくてもいいという趣旨の発言ですかね。

○坪倉委員 今の段階では。

○久代委員長 確認しておきます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 国保税の税率等は、国保の運営協議会をもって決定をされたりしとります。そういうような形で、様々な方々からの意見をもって決定になる仕組みとなっておる中で、議会からこのような意見を付すというのは、ちょっと趣旨が違ふと思います。やはり国保全体を考えた中で、被保険者の年齢ももちろんありますけども、様々な方がいらっしゃる中で、特定の部分だけを下げろとか、負担せんようにせえというようなことは、なかなかこの場で意見として付すべきものではないと私は思います。ということで、これについては反対をいたします。

○久代委員長 ちなみに、岩崎委員、発言されましたけど、国保運営協議会は毎年5月にあって、開かれて、町長が諮問、今年の税率はこのようにしたいということを町長が国運協に諮問されるわけです。ということをご参考までに。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 今もお話ありましたけども、町長が諮問されるということで、確かに議会としては、直接運営協議会というよりは、町長に対する意見ということで提出することになるんだと思いますので、そこは別に議会の権限のうちだと思います。

それで、特定の方のっていうのは、それを言ってしまうと、資産割のことについてもある種特定の方の問題ということになりまして、だから政策の問題だと思うんですね。やっぱり資産割をなくすと、資産割払うのが大変な人がいると、収入がないのに例えば税金を払わなきゃいけないというような人がいるという、それも理解はします。ただ、子供の

場合には、本当に資産も所得もないというような状況で税金だけがかかるという、これ、歴史的なものがあるのはあるんですけども、1つは、農村部でもともと国保というのが取り入れられたということがあって、当初は、そもそも収入自体を把握するのが難しかったということもあって、こういった制度になってるという背景もあるんだと思います。ただ、現状では確定申告をきちんとされてますし、収入把握がもうきちんとされてるわけですので、こういった均等割、そもそも均等割という制度がどうなのかっていう問題もあるんですけども、そこまでは今は言わないので、取りあえず、まずは子供さんの均等割を免除というところから始めたらどうですかということです。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 日南町の国民健康保険の軽減というところがございまして、そこには合計総所得金額が軽減判定以下の所得の場合にはと、均等割、平等割を7割、5割、2割に軽減しますとなっております。これが今現在なんですね。ですから、そういった配慮もしてあるということです。あくまで所得によって軽減以下の方についての減額はこうされてますということです。現時点でこれでいいと思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 軽減はもちろん知ってます。それはされております。ただ、軽減ということは所得の低い方に対してということではなくて、やはり子育てしてるどんな方でも、子育てしてる方に対しては免除していただきたいという、その分所得の多い人はたくさん税金は払ってもらわなきゃいけないというところは出てきますけれども、子育てしてる方はどなたも大切にしましょうという、そういう趣旨です。

○久代委員長 皆さん、この国保事業の均等割をなくしてほしいということの意見を取り上げるべきだと考えられる委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

取り上げなくてもよいとお考えの皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 賛成多数、全員ですね。

続きまして、環境保全対策事業です。グリーンドリーム計画を作成されたが、取り組む項目の数値目標が、事務局の住民課と担当する農林課と、連携と数値の整合性が取れていない。例えば、町有林の皆伐・新植の令和5年度の数値が13ヘクタールと15.8ヘク

タール、Jークレジットの販売量については400トン以上と1,250トンである。また、環境で重要な廃棄物、ごみの減量化やリサイクル向上等に向けた取組が欠如して不十分であるので、早急に再検討されたいという文言でございます。

大西保委員。

○大西委員 私も一般質問、それから予算の聞き取りでも話はしたんですが、本当に大事な、来年度は、5年計画じゃない、8年計画のスタートの年なので、途中でしょっちゅう修正します、修正しますという話は出ましたけど、町長が言った、2年前に発言された、こうこうやりますよということにつきまして、大変、中身を十分検討された跡が見えません。そして、いろんな目標について差異が出てますし、逆に、例えばもう販売量なんて400トン以上という言葉にしてしまって、現実には今年度も1,000トンぐらいにはなっておるのに、そのままされてる。また、今まで環境では、廃棄物やごみとかいうのが重要でしたんで、これはほとんど目標数値には表れてきてない。町民はどのような環境を取り組みたらいいかというのも不明確なので、そういったところ、今までも数値目標の項目が26項目ありましたけど、今回8項目に減ったわけですけども、あまりにもその8項目のうち、Jークレジット、CO₂ぐらいが2件ぐらいで、あとは本当に環境活動するような数字ではないなという感じを持っておりますので、これは早急に再検討すべきということで意見を出しました。

○久代委員長 提案者からただいま説明がございましたけど、皆さん、どうでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 この内容については自分も十分承知してない点がありますので、できたらそれこそ再聞き取りでもされたらどうでしょうか。提案者の方にちょっと提案しますが。

○久代委員長 日程的には余裕がありますので、もし再調査ということであれば。

大西保委員。

○大西委員 聞いてもいいですけど、ただ、日にちの問題もあるし、それから、20日までがこの、パブリックコメントですか、が締切りになっておって、恐らくそこらでどうなるか分かりませんが、審査意見として、私は審査した中で、こういう発言でどうもかみ合っていないし、町長の一般質問でもそうでしたんで、私としては議会として出すべきであるという考えを持っております。ですから、恐らく平行線だと思いますので、私は議会として審査意見を出すべきと思っております。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 まず、前段にあります数値の差異等については、今回、予算審査意見に上げる必要はないと思っております。常任委員会などでしっかり精査をしていただきたいと思っております。後段のごみ減量化やリサイクル率向上に向けた取組が欠如しているという部分については、私自身十分精査をしてませんが、意見として上げることはいいと思っております。

○久代委員長 そのほかありませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 基本的に、私は取り上げるべきだと思います。ただ、ちょっと前段の数値のところは、今御意見があったとおり、どこまで取り上げるかということは検討したほうがいいかと思うんですけども、今回、一般廃棄物処理基本計画の見直しを、もう5年以上たってるので、住民課もされるということで答弁されてましたので、それに併せてこのグリーンドリーム、それに併せてというか、ちょっと、本当はもっと一般廃棄物処理基本計画を早めに見直さなきゃいけなかったんですけども、それと併せてこの廃棄物、ごみの減量化やリサイクル率向上等に向けた取組というのもしっかり検討していただいたいというふうに考えますので、意見としてぜひ上げていただきたいと思います。

○久代委員長 そのほかどうでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 今まで出た意見を正副委員長のほうで要約されて、またもう一つのたたき台として次回に提出していただきたいと思いますが、どうでしょう。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 そういう近藤委員からの発言がございましたけど、再度提出するということで、大西委員、どうでしょうか。

○大西委員 では、委員長と副委員長さん、よろしく願いいたします。

○久代委員長 この意見を取り上げる方向での文言に修正するという趣旨でございますけど、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、じんかい処理事業です。西部広域行政管理組合負担金のうち、ごみ処理施設建設費（基本設計、用地選定などの費用）の支出は取りやめ、一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを組合に申し入れられたいという意見でございます。

岡本健三委員。

○岡本委員 これもいつも申し上げてることなんですけれども、一般廃棄物処理施設整備

基本構想自身が、昨年の4月に施行されたプラスチック資源循環の法律ですね、新しい法律にそぐわない、プラスチックを燃やすというような内容のものでして、内部でどんな話し合いがされてるのかは分かりませんが、公式にはこの基本構想を維持したまま用地選定が進められているという状況です。CO₂の排出削減という面、それからプラスチックごみを削減しなきゃいけない、今さっきの話にもありましたけど、ごみの減量化という面ですね。それから、この間もお話ししましたように、日下、尾高の地域からは、自治会の連合会から、農地をそういったことに使うのはやめてくれという、そういう反対の要望書も米子市長宛てに出ておりますので、ぜひそういったことも総合的に考えていただいて、やはり見直しを町から組合に申し入れられるようという意見を議会から提出すべきではないかと私は考えます。以上です。

○久代委員長 提案者から発言がありましたけども、皆さん、どうでしょうか。西部広域行政管理組合のごみ処理施設の問題です。

岡本委員。

○岡本委員 いや、何か皆さんはあまり理解されていないようなので、意見が出ないようなので、もう一度加えますけれども、この事業、総額が、補助金も含めてですけども、460億円というような非常に巨大な事業でして、10年後か、9年後になるんですかね、令和14年稼働予定ということで、本当に、だから今現在、最新の考え方を取り入れないと、10年後にはどうなってるか分からないのに、そのことについて考えなきゃいけないという、非常に難しい問題です。それなのに、この基本構想の中ではプラスチックごみを燃やしてごみ発電をするという、もはや国自体もそれはリサイクルじゃないよとって否定してる方法が基本構想の中に入ってるわけです。それをそのままの状態でも用地選定、内容が決まらないまま用地選定などをやるというのは、これはどだい無理な話であって、本来、やっぱりきちんと基本構想の見直しをして用地選定に入るべき問題だと思います。80億円以上かかったエコスラグセンターというものの失敗も、10年ほどで稼働が止まってしまったエコスラグセンターという失敗も、西部広域行政管理組合のこのごみ処理の問題ではあります。今回、それよりも大きい460億円という費用でもありますので、エコスラグセンターの二の舞にならないように、今のうちにきちんと見直しをして、もう一度ごみ処理についてきちんと考えるというふうにするべきだと思います。

○久代委員長 予算審査の委員ではございませんけども、山本芳昭議長が西部広域行政管理組合の議員でございますので、基本的な考え方を、意見を述べていただきます。

山本芳昭議長。

○山本議長 この件につきましては、度々岡本委員おっしゃいますけれども、町の方針、西部の9市町村において、もう方向性は決定しております。一か所でやろうということで、もうその骨組みっていうか、基本を外してしまいますと、日南町単独でやれという話にもなってしまいますので、既にもうこれは既定路線であります。それで、プラスチックごみのことを盛んにおっしゃいますけれども、当然、この管理組合におきましても、これから先、国の法律が変わればそれに準じた変更は当然あるものと思っておりますので、逆に岡本委員にお聞きしたいんですが、14年先にどうなっているかも分かりません、この今の法律が。ですから、今ある法律に基づいて一体的に整備をしていきますよという基本的な方向はもう既に決まっていますので、それに基づいて進んでいく、その間、国の法律とかが変わればそれに合わせた計画の変更というのは当然あるというふうに思っておりますので、この意見については度々おっしゃっておりますけれども、なかなか受け入れることはできないのではないかなと思っております。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 方向性が決まっている、既定路線だということなんですけども、これが決まったのが、そもそも決まったのが平成16年ですか、そのときの話合いで決まったということで、だからもう今からいうと20年近く前になるんですね。その決定を基にして、今から10年先のことに取り組もうとしているというのは、これはちょっとどうなんだろうというふうに私は思います。法律も変わってきてまして、最新はプラ新法があったりして、世界の状況もパリ協定の話があったりとか、IPCCの話があったりとかして変わってくる中で、約20年前に決めた方針、9市町村で一か所にするという方針をそのまま守り続けるというのはいかにも、何ていうんですかね、頑固というか、もっと柔軟に考えてほしい。考えるためにも、やっぱり現在の基本構想というのは見直すべきではないでしょうかと私は思います。

○久代委員長 山本芳昭議長。

○山本議長 16年もそうですが、21年、1年だったかな、もうほとんど建設箇所も決まっておったような状態の中で、境港市でしたかね、一つ抜けられるということがあったりして、それがまた頓挫して、今まで延びてきております。米子市が一般ごみの処理場を建設をされたりして。このたびのこういう動きになったのは、米子市の処理場がなかなかもう限度を迎えるということもありますし、各町村の処理場も限度を迎えるということで、

何度も言いますけれども、9市町村の中での協議の中で、これを一体的に整備しようということはもう決定事項なんですね。これを例えば日南町が外れるということになったら、日南町単独でこういう処理をしていくということになってしまいます。これから先、日南町が単独でこの処理場を維持していくというのは基本的に無理だろうというふうに思っておりますので、この路線を日南町としても守って行って、この一体化に西部9市町村と一緒にになってごみ処理に当たるというのが基本だというふうに思っております。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 参考人として西部広域行政管理組合の委員の山本議長にお話を伺いまして、大体、若干ですが、分かりまして、要するに方向性として、自分たちも西部地域9市町村においてごみの一元化をするということは了承している現状であります。その中で法律というのは度々変わっていくもの、それは時代に即応した対応がなされているということで、それに準じた運用がなされるものと信じております。よって、これは取り上げる必要はないと私は思います。

○久代委員長 荒木博委員、ボタンを押されてますけども、発言。

○荒木委員 2番目になっておりますけど、よろしいですか。

○久代委員長 いいです。

荒木博委員。

○荒木委員 私は、これは取り上げなくてもよろしいというふうに思います。今、西部広域の中の焼却場で日南町の焼却場、多分一番古いじゃないかなというふうに思ってますし、今、法律が変わって、ビニールを燃やすのはリサイクルじゃないというふうなことですけども、ビニール、例えば日南町だけで燃やせば発電も何もできません。まとめてすれば、ビニールを燃やして、電気としてエネルギーが回収できるわけです。その法律の解釈は別にいいですけど、私はこれは取り上げなくてもよろしいというふうに思います。よろしいですか。

○久代委員長 分かりましたけれど、岡本委員が反論されますけど。

はい。

○岡本委員 いろいろありますけれども、まとめればプラも燃やせるっていう、そこ自身がまず、プラは燃やしちゃいけない、プラスチックは燃やすと二酸化炭素を排出するので、燃やすのはやめましょうというのが今の法律の流れですので、そこはまとめて燃やす必要は全くないというか、まとめて燃やしちゃいけないよというのが現状です。10年先は

もっと厳しくなってるかもしれません。それから、町だけでは維持できないんじゃないかということなんですけど、これも場所によっては焼却炉をなくしてるという自治体もございます、これは。それもやり方次第でして、あるいは、しばらくは今の炉を修繕して、もう少し延命させるという手段もなくはないですし、いろいろな選択肢がありますので、だから、別にその中の何にしてくださいということは、今私はここでは申し上げませんけれども、ただ、一か所にまとめるということありきの基本構想というのは非常に、非常に危険な考え方だと。それをやってしまうと、エコスラグセンターのように大きなものを造って、もう10年後には時代遅れ、不要になってしまう。全く460億円が無駄遣いになってしまうという可能性もありますよという、そうなる前にきっちりとした見直しの提言をしてはどうですかという、そういう意見です。（「採決、採決」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 平行線のようなので、この意見を取り上げるべきだとお考えの委員は。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本健三委員1人ですね。

取り上げなくてもよいとお考えの委員。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数です。

ということで、じんかい処理事業については取り上げないことに決しました。

次、国民健康保険特別会計について、予備費の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行されるに伴い、新型コロナウイルス感染症に罹患した被用者の傷病手当金に対する国の財政措置がなくなる。5類移行後は町独自に傷病手当金を給付されたいという意見でございます。

岡本健三委員。

○岡本委員 これは、5類に移行するという自身も非常に議論がいろいろあって、本当にそれで大丈夫かということもあるわけですが、少なくとも5類に移行したからといって、コロナの危険性が小さくなるというわけでは決してありません。コロナのウイルスは法律には付度してくれませんので。ですので、傷病手当がなくなれば、それで働いてお金を稼がなければいけないという状況に追い込まれてしまって、それが感染拡大の原因にもなり得ます。そもそも傷病手当がないということ自体がこの国保の一つの欠点でありまして、これは歴史的な経緯、国保ですよ、国民健康保険に傷病手当がないということが、やっぱりこれも以前、農村部での保険として始まったというところから背景があるよ

うですけれども、そのこと自体改善しなければいけないんですけれども、少なくともまず、新型コロナに対する傷病手当ですね、これは町独自でもぜひ継続していただきたいと、そういうことです。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、これは載せなくていいという意見ですが、ちょっと提出者にお聞きしたいんですが、国の財政措置ということですが、これは、この傷病手当金は国が出すんですか。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 先日、住民課に確認しましたがけれども、5類へ移行前まで、5月8日ですかね、その前まではずっと、今も傷病手当金、国が出しております、この新型コロナに関しては。それが、財政措置が5類へ移行するとともになくなるというのが住民課の答弁でした。その後も、町独自でもぜひやってほしいというのがこの意見です。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 町独自となれば、どこから財源出すんですか。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ですので、ここにありますように予備費がありますし、これで足りなくなれば国保の基金を利用していくということになるんじゃないでしょうか。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 町独自にということ、要するに2類から5類に移行するというのは国のほうで決められた格付でありまして、それに対する措置は国のほうでなされるべきだと自分、考えております。国のほうの方針の下でやはり地方自治体は動くべきだと思いますし、また、それによって交付税などの措置などがあるやもしれません。

提案者の方は、町独自であったり、あらゆるものを免除してほしいとか、無料にしてほしいとかという提案なされますが、やはり限られた日南町の財政の中で、やはり慎重に対策、検討して手当てをする必要があると思いますので、今の段階でこれは上げる必要がないと私は思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 言うまでもないことなんですけれども、国の方針に基づいて全てやるのであれば地方自治というのは必要ないわけですし、住民の福祉の増進ということで地方自治法にも定められている役割が当然あるわけです。5類移行ということに対しては、本当にい

ろんなところで不安の声が出ております。慎重にということであれば傷病手当を給付を続けて、町独自でも続けて、感染の拡大をできるだけ防ぐような形を維持して、住民の方を守っていくというのが、やはり町の大事な役割なのではないでしょうか。

○久代委員長 そのほかに意見はありませんか。（「採決」と呼ぶ者あり）

取り上げるか取り上げないか、採決してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうすると、国保特別会計の予備費の中の新型コロナウイルスが5類に移行されることに伴う傷病手当の問題について、取り上げるべきだとお考えの委員。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名でございます。

取り上げなくてもよいとお考えの委員。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。よって、この国保関係については取り上げないことに決しました。

続いて、後期高齢者医療特別会計についてです。後期高齢者だけが被保険者であるリスク分散をしづらい保険制度を改めるよう国に申し入れられたいという意見でございます。

岡本健三委員。

○岡本委員 国際的にもこういう、何ていうんですかね、所得の低い方だけ、あるいは、そして病気に比較的なりやすいですよ、高齢者の方、そういう方だけを対象とした保険制度というのは非常に珍しい制度です。ぜひこの制度は改めていただきたいといつも言っているとおりですけれども。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 被保険者が後期高齢者であるわけですが、でも、これを負担というかな、金銭的に日本国民全員でこれを賄っているという保険制度でありますので、この制度を改めるといふ必要は、自分は今のところないと思っております。被保険者が後期高齢者だけであって、それを賄っている、後押ししてるのは日本国民全員で後押ししとるわけですので、この制度を改める必要はないと思っております。

○久代委員長 岡本委員、別の意見ですか。

はい。

○岡本委員 揚げ足取られた意見っていうか、私、採用すべきという意見ですけれども、もちろん後期高齢者だけじゃなくて、ほかの財政負担っていうのはあるんですけれども、

ただ、どうしても負担が重くなるということで、高齢者へのしわ寄せということで、医療費の2割負担というようなことも出てきております。ですので、そういったことのないような保険制度にしてほしいということです。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 今までずっとこの議論はありまして、本当に今人口の配分もお年寄りが多くなってきてるわけですよ。そして、全国民でということで、実際に後期高齢者医療が30兆円とか、どんどん膨らんでる中で、こうあるべきだということでも前から言ってますので、もうこの話は平行線になると思うんですが、私はやはり、例えば所得の低い方といったらもう軽減策がちゃんとありますんで、所得のある方は悪いですけど3割負担であるとか、そういうめり張りつけてますし、やはり政治は弱者救済ですんで、低所得者の方については少なくてもいいようにやっておるので、この制度をなくすということになりますと、今度若手の方にどんと負担がいきますので、やはり現在のこの制度を続けるべきだと思いますので、これは上げるべきではないと思っております。（「賛成」「採決」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 後期高齢者医療保険制度についての国に求める意見を取り上げるべきだとお考えの委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

取り上げなくてもいいとお考えの皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。よって、取り上げないことに決しました。

続いて、福祉保健課です。障がい者等外出支援事業。事業対象者の条件を、要介護、要支援認定を受けた者などと限定しているが、デマンドバスがドア・ツー・ドア化された後もタクシーを必要とする高齢者は多い。新たな事業の対象者を前身の、昨年度までのという意味ですね、高齢者等タクシー助成事業と同じにされたい。

同じ内容ですので、続けて朗読します。介護認定を受けていない元気な高齢者も多い中、要介護、要支援の認定を受けている者に限定することは見直し、運転免許証を所持していない全ての高齢者を対象とすべきであるという障がい者外出支援のタクシー助成の件でございます。

岡本健三委員。

○岡本委員 まず、この新しい事業ですけれども、前回、令和4年度までの事業と比較しますと、令和4年度までの事業は対象者が1,208人、重複ありということになってます。令和5年度からの新しい事業は793人、これも重複ありですけれども、微妙に制度が変わってきてますので、この差が必ずしも対象にならない人の数というわけではありませぬけれども、事業が変わって対象にならない人が相当数いるということです。その中で、半数以上が登録していないというようなお話もありましたけれども、ということは、登録してる人も何百人かはおられるということです。それで、デマンドバスを使ってくださいというようなお話があったわけですが、デマンドバスは1日3往復で、土日祝日はなし、そして1時間前の予約という制限もあります。補完の手段としてタクシーが必要になることもありますので、ぜひ今までどおり、今までチケットが出てた方にはこの事業も利用できるようにしていただきたいというふうに思います。

○久代委員長 という提案者の意見でしたけども。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 このデマンドバスのドア・ツー・ドア化とこのタクシー助成というのは、これまでもセットで運営されとったわけでございます。基本的に公共交通の見直しという中で、デマンドバスのドア・ツー・ドア化が実施されました。いわゆる限られた財源の中で、いかに公共交通を維持していくかという仕組みを執行部のほうが検討され、実施された事業であります。やはり利用者の利便性だけを考えると、それは幾らでも要求として、要望として出すことはできますけれども、現状として、日南町のこの状況を考えた中、このタクシー助成につきましては、執行部の提案のあった形で運用されるのが正しいと私は思います。そして、ドア・ツー・ドアのデマンドバス、これにつきましても、先ほど意見として提出することが決まっておりますけども、やはり利用者をしっかりとフォローする形での運用というのも意見としてつけることになっております。それを踏まえて、この意見につきましては、提出すべきでないと思います。以上です。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 皆さん。

岡本委員。

○岡本委員 デマンドバスのことについては意見上げますし、もちろんこれから改善はしていただきたいんです。もしかしてこの先には、朝夕もデマンドバスを走らせるというようなところが出てくるのかもしれませんが、可能性としてはあるのか分かりませんが、現状では1日3往復、朝晩がなく、土日祝もないというところはあります。

それと、何ていうんですかね、デマンドバスがドア・ツー・ドア化されて、かえって不便になりましたっていうようなことになれば、全体として、タクシーも含めて全体としてかえって不便になりましたっていうような感覚をやっぱり住民の方に与えるような制度の改革というのはあまりよろしくないというふうに思います。ですので、やっぱりデマンドバスはよくなったよと、さらに今までどおりタクシーは、今までどおりか、今までよりもよい形で利用できるよという形で、高齢者の方も多くなってきてますので、ぜひ移動の手段を確保する方向で考えていったほうがいいんじゃないでしょうか。

予算の負担ということもありましたけれども、令和4年度の予算が980万円ですか、令和5年度の予算が650万円、この中でどのくらい使われるかというのは、まだちょっとやってみないと分からないところはあるんでしょうけれども、何億もかかるというよう事業ではございませんので、ぜひ高齢者の方の交通の便を確保するため、以前の水準は維持していただきたいと思います。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 福祉保健課が担当で、いろいろその過去2年やってきたことを実績を見たり、どのような状況を分析した上で、新たにやはり、例えば高齢者で運転免許証なく、それから要介護という形で、ちょっと条件を狭くしましたけども、これはやはり、今まで2万円の、500円を40枚、それを倍額、マックスですよ、マックス倍額、5,000円の8回ということで倍額にされました。やはりこれは遠いところへ行かれない、日南病院まで、例えば遠い方が、阿毘縁とか多里の方が行こうと思うとそれぐらいかかるわけです。そういった意味で、相当私はそういった面では前進してると思います。そして、高齢者の方で運転免許証がないと言われても、例えばの事例ですけど、御主人は運転免許証があるけど奥さんは持ってないから、その方に2万いくよと。逆に、ちょっとおかしいかなという感じはするわけです。子どもは運転、持ってる。ただ、昼間は子どもさんいないんで、そういう場合はありますけども、実際に御夫婦で、片方は免許証持ってないから2万いただいて、御主人は持ってる。この方は自由に行けるわけです。その方にも配分、今までされなかったわけです。結果的にはその方の、そこまで言うてはいけませんけども、使用率が、全然ほとんど使われてない実態もあったわけです。そういったことを分析された上で、ここまで検討されて、一つの段階だと思います。そして、新年度はこれでやられて、そういう実勢をまた我々も検証しながら、どうあるべきかやるべきだと思います。まず、新年度のこの案について私は賛成しますので、今出された分については取下げということでお願い

いたします。以上です。

○久代委員長 どうでしょうか、皆さん。（「大西委員に賛成」と呼ぶ者あり）

それでは、私も要介護認定を受けるという条件について意見を出しましたが、介護認定を受けておられない元気な高齢者も現実にはたくさんおられましたよね。ですから、そういう人が自動車免許を持っておられない場合は、助成の対象にならないわけですよね。ですから、ぜひともこの問題はクリアしたいなと思って意見を提出しましたが、皆さんの意見は提出しなくてもいいというふうな意見が多いとすれば、そうせざるを得ないかなとは思いますが。

ほかに、賛成、反対も含めて意見がございましたら。

近藤仁志委員。

○近藤委員 私もこれは意見書として取り上げる必要はないと思うわけですが、私の耳にも、やはり今までお出かけタクシーチケットという形での交付を受けた方々から、もう使えないかという残念な話は聞いておりますが、この制度の趣旨とドア・ツー・ドアの趣旨を話して、理解を求めるとして働きかけをしてきております。やはりドア・ツー・ドア化をより完全なものにしていくのに傾注して、今まで検証事業などたくさんの予算を費やして検証してきております。そういった観点から、一つ一歩進んだ状態として、このたびの障がい者等外出支援事業という、こういった一つの形ができたと思います。先ほど大西委員もおっしゃいましたが、今までの不平等感をちょっと解消した制度にもなっておりますし、大いに一歩進んだ事業の展開であると思いますので、私はこれを取り上げる必要はないと思います。（「採決」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 それでは、ほかに意見がないようでしたら、この意見を取り上げるべきだとお考えの委員の皆さんの挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久代委員長 岡本委員、1名です。

取り上げなくてもよいとお考えの委員の皆さん。

[賛成者挙手]

○久代委員長 多数でございました。

ちょっと、次の米印で、介護保険制度の第9期改正、来年度、令和6年度に伴う策定委員会の予算計上がどうなっているかということについては、再度、もし午後できれば、福祉保健課が担当課でございますので、予算書を見ましたけど項目がなかったもので、ちょ

つと確認をしてみたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、続けて、審査を行います。

教育委員会です。外国語教育推進事業。海外派遣事業は児童生徒1人当たり12万円（就学援助を受けている世帯は6万円）と、保護者に高額な負担を求める事業である。したがって、義務教育課程の事業であるにもかかわらず、家庭の経済状況などが事業への参加に大きく影響する可能性がある。国際交流はオンラインでの交流や日本に滞在している留学生との交流など、全ての児童生徒が無理なく参加できる事業に重点を移すべきである。航空機による長距離の移動は環境負荷や感染症のリスクが大きく、教育上あまりよくないという意見でございます。

岡本委員。

○岡本委員 私が出した意見でございます。それで、まず、このお一人12万円という負担がどのくらい大きいものかということをお知らせすると、これは令和3年度の例ですが、学校集金と学校給食費を合わせた金額というのが、一番高いところで5年生が学校集金が1万6,610円、それで学校給食費が最大で5万4,338円ということで、合わせて約7万1,000円というところですね。これは小学校の場合です。中学校の場合には、学校集金が3年生が一番高く3万4,398円、それで学校給食費は最大で6万4,119円ということで、合わせて約9万9,000円、そのくらいの金額で、だから、1年間の学校集金の額よりも12万円というのは大きい金額ということになります。それで、参考までに申し上げますと、修学旅行費については、小学校が通常約2万4,000円、中学校の場合には約4万5,000円ということで、この金額よりも3倍、4倍以上ですね、小学生に関しては、というような非常に大きな額になっていますので、やっぱり御家庭の家計の状況というのが相当に影響をするのではないかと思います。義務教育ですので、そういったことが影響して行けなくなる、ほかの子は行けるのに自分には行けないというような思いは、子どもたちにはしてもらいたくないというふうに思うのが私の意見でございます。

○久代委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 この外国語教育推進事業は、日南町の、やはり特筆すべき事業です。以前からずっとありました。この議論も毎回してます。日南町の派遣先が、以前はスコットバレー、現在シアトルに変わりました。もし、岡本委員言われるように、いろいろ問題があったりするようであれば、この事業も中止されてるか、変化してると思うんですよ。いろ

いろ進化していったべきだと思うんですよ。それで、ここの後段にありますオンラインの交流や留学生との交流というのは、これはこれでやっぱりするべきだと思います。さらに、やはり現地に行って、生で英語を、自分が勉強した英語を相手に話す、それでコミュニケーションが取れるという、これが大切なんですよ。

それで、12月の、私、一般質問でしました。教育長も熱く語られました。コロナ禍でずっと悩んでたけれども、子どもたちが熱く語って、自分は行きたいんだと、こういうふうに話をしたいんだという子どもたちの熱い思いを聞いて、教育長が再開されたわけですよ。やはり、これは進めるべきで、もし何か不都合があれば、その後いろいろな改良したり、進化していけばいいわけですよ。この最後の航空機による長距離の移動や環境の負荷や感染症のリスク、環境の負荷、やっぱり飛行機は飛んでますし、若いうちからいろんな経験をやっぱりするべきですよ。だから、これはここであえて上げる必要はないと思います。

○久代委員長 議論が平行線になる心配がありますけど。

ほかの趣旨の発言ですか、岡本委員。

○岡本委員 ほかの趣旨というか、確認ですけど、ここで議論していただきたいのは、義務教育課程ですべきかどうかということですね。海外に行くこと自体を私も別に否定はしませんし、例えば高校、大学で留学の事業など、行きたい人は行きなさいということも、これはやってますし、町でも別に学校でやらなくても、町民全体を対象としてこういう国際交流事業をするという、そういう方法もあるわけですよ。そういう方法には必ずしも反対するわけではありません。義務教育の課程で、こういう経済的な影響が出るような事業をすることがよいんですかという、そういう問題提起でして、だから、進化してるはずっていうんですけど、進化させましょうよというのが私の提案です。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 いろんな派遣事業というのが日南町でもありまして、かつては宮崎のほうにも小学生が派遣された事業もありました。これも行きたい生徒がいるのに、選考で選ばれて、行けないという、涙をのんだ生徒もたくさんおられたはずですよ。それから、これは条件として違うわけですけど、経済的な負担が高額なので行けない生徒がいるから義務教育課程ではやるべきではないということですが、義務教育課程であろうと何であろうと、やはりそういった体験をしたいという思いを持った生徒がいたら、やはりそれは経験させるべきだと、私は体験させるべきだと思います。関心を持っているのに、そういった機会が

ないということ、そちらのほうが私の場合はちょっと不幸だと考えますので、この意見は取り下げるべきだと考えます。

○久代委員長 それでは採決を行います。取り上げるべきだとお考えの委員。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本委員、1人です。

取り上げなくてもいいとお考えの委員。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。したがって、外国語教育推進事業については、取り上げないことに決まりました。

続いて、総合文化センター管理事務、文化センター野外イベント広場芝生事業。にちなん十色園庭芝生化事業。文化センター芝生化事業に整地工事費、れんが撤去及び処分を計上してあるが、れんがを希望する者に譲渡するなど、経費節減を検討されたい。また、芝生植栽作業はボランティアを募るなど、関係者はもとより、多くの方々の参画による芝生化による意識の向上を図られたい。財源については、県補助金及び過疎債ハードを見込んでいるが、クラウドファンディングを活用するなど、芝生化事業の機運を盛り上げることも検討されたい。

米印で上げていますけども、にちなん十色のことも意見として出ていますので、にちなん十色と文化センターの野外イベント広場の芝生化について、教育委員会の予算ですので、これについて皆さんの発言を求めますが、提案者。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この件につきましては、予算の聞き取りの中で教育長からの答弁もあったこととございます。あえてこちらに意見として上げるという意味につきましては、言葉というよりも、こういうような意見として議会のちょっとした話題的な事業でもございます。今後の展開ということもございます。そういう意味を込めまして、意見としてこのたび上げたらということで提出をさせていただきました。以上です。

○久代委員長 皆さん。

近藤仁志委員。

○近藤委員 先ほど、岩崎委員がおっしゃられたとおり、予算委員会の中での質疑に取り上げられましたが、これに対して明確な回答が得られていないように自分は考えております。ですので、こういう形で議会として、意見書として上げるのは妥当ではないかと考え

ます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 認定こども園のトイレと、それから文化センターの園庭の前庭の芝生化事業について、こども園と文化センターの芝生化は別に分けなくても、一括で、教育委員会の事業として取り上げればいいという考え方でしょうかね、皆さん。（「いいじゃないの」と呼ぶ者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 この意見の中身にありますように、文化センターの芝生化事業に特化した意見にすべきだと思います。（「分かりやすい」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 意見として上げるならば、文化センターの芝生化事業のみに限定したほうがいいと。認定こども園については、聞き取りの中で、皆さん理解できたということによるのでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

この件については、取り上げることにいたしました。

それで、ちょっとお諮りいたします。まだ、2項目残っていますけども、ちょっと午後1時まで、暫時休憩といたしたいと思います。文言の整理等もございますので、若干時間をいただいて、午後1時の再開にしたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

〔休 憩〕

○久代委員長 休憩前に続いて、午後の予算審査特別委員会を再開いたします。

まず冒頭に、総務課、企画課、住民課に、再調査の申入れが議員からあっておりますので、申入れを行われた議員の皆さんには、発言ボタンを押して、発言をお願いいたします。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 全体としては、大きな事務ではないんですけど、交通安全指導員のことについてであります。予算審査特別委員会で資料請求をいたしました勤務要領について、提出がいまだにあっておりません。指導実施要領については資料提出をいただきましたけども、町長が定める勤務要領について、まずは説明をいただきたいと思います。

○久代委員長 坪倉参事。

○坪倉参事 失礼します。交通安全指導員規則の第6条にある勤務要領についてということですけども、日南町として特別に定めるという、別個に規則的なものを定めておるわけではありませんが、こういう交通指導員手帳というものを県内で交付がされております。その中に資料として提出しておりますけども、交通安全指導員実施要領ということで、職務のこと、それから心得であるとか、実際の指導に当たっての注意事項、ポイントなどが

記載されておりまして、これを勤務要領に書いておるところです。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 それでは、5条にある職務の遂行するに当たっては、具体的にどういう基準で指導員は活動されていますか。

○久代委員長 坪倉参事。

○坪倉参事 実際に指導に当たっていただくという場面、どういう機会にということですと、特に、年4回の交通安全運動期間中に啓発であったり、街頭の見守りであったりをお願いしております。そのほかについては、町の行事であるとか、地域行事から交通安全指導員への要請がありますけども、そういったときに職務に当たってもらうようになっております。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 例えば4年度の場合、どういう活動実績があったんでしょうか。勤務日誌を提出するということになってますけども、実態としてどういう活動がされましたか。

○久代委員長 坪倉参事。

○坪倉参事 勤務日誌については、今、提出を依頼中で、年度末に提出をもらうようにしておりますので、まだ手元には、役場のほうには届いておりませんが、手元にある3年度の行事ですと、ふるさと祭りであったり、例年ですと、駅伝大会、それから、出初め式であったり、3年度にはオリンピックの聖火リレーがあったりというようなことで、近年は特に、新型コロナの影響でこういった行事が特別に少なくなっておりますけども、町としてはそういった行事、それから地域行事としては盆行事であったり、文化祭であったり、ウォーキング大会がある地域もありますし、駅伝がある地域もありますので、そういった事業の際に出動をしていただいたと、職務に当たっていただいております。

○久代委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 あと、定員が31人となっておりますけども、充足してますか。

○久代委員長 坪倉参事。

○坪倉参事 31人の定員中、4人欠員になっております。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 4年度の実績もまだ分からないということなんですけど、例えば3年度、実稼働、実際に稼働された人数というのは、何人ぐらいの方が活動されてますか。

○久代委員長 坪倉参事。

○坪倉参事 27人中23名の方が職務に当たっていただいているということで報告を受けております。

○久代委員長 よろしいですか。

それでは、次の企画課に対する再調査ということで。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 令和5年度山里L o a dにちなん委託費予算要求設計書なんですけども、これ、経理上の、何ていうかな、表の作り方もあるんでしょうけども、総務管理部門に事務局長と職員の賃金が上がってます。それで、その下に、移住定住部門のほうに、理事長、業務執行理事が上がっています、職員もありますけども。理事長や業務執行理事は、この移住定住に特化した仕事だけをされるのではなくて、恐らく上の観光部門もされるでしょうし、されると思うんですけども、それはいかがですか。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 委員おっしゃられますように、理事長、業務執行理事、あわせて事務局長につきましては、移住、観光、それぞれ業務のほうに当たっていただいております。以上です。

○久代委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 それは社内的な表の作り方なのかもしれませんけども、それはそれで実際には多分されとると思います。それで、業務執行理事っていうのは、どんな仕事をされるんでしょう。私はこの業務執行理事というのは、どういうんですかね、事務局長が兼任できるのではないかと思うんですよ。理事長はやはり法人のトップであるし、代表者であるので、これはこれだと思えます。そのほかの、実際には観光事業なども実動される部分も多いでしょうし、だから、業務執行理事は事務局長が兼任されて、もし人が、その分1人とか2人とか要るのであれば、一般の実動の職員を増やしたほうが良いと思うんです。業務執行理事は何をされますでしょうか。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 業務執行理事の主な仕事になりますが、基本的な法人の運営につきましては、理事長、業務執行理事、事務局長、3人で、最終の決定を行うというような役割を行っているところがございます。その中で、業務執行理事の役割としまして、まずは、一般的ではありますが、理事長の補佐役、いわゆる理事長と共同した組織の総括というのをやっております。具体的には、業務のマネジメントの全般ですとか、法人としての事業の方向性

の判断というところを担っていただいております。続いて、組織の人事管理、いわゆる服務全般、就業規則、給与規定等の管理、こういったところの見直し、作成、こういったところを当たっていただいております。続いて、人事管理の中に、そのほか、勤態の計画、総括、今現在、山里L o a dにちなんの勤務形態ですが、月曜日から日曜日まで全ての日、今、生山駅の今の無料休憩所のオープン、電話対応をしていただいております。そういったシフト勤務、こういったところの総括を担っていただいております。あわせて職員給与や手当の決定というような役割があります。執行理事としての主な仕事の最後となりますが、対外的な調整というところになります。例えば蛍やイチョウ、大規模な部分で調整が必要になってくる場合、業務執行理事が先頭に立って、業務の調整等行っているところでございます。また、新たにこれは来年度以降ということになりますが、100周年のイベントがあります。そういった中で、JRの調整でありましたり、日野郡管内での調整、こういったところの役割を担っていただくようになります。以上です。

○久代委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先ほど前半でおっしゃった業務は、私はそれは事務局長の仕事だと思うんですね。後半の、例えばJRの100周年ですとか、生山駅の100周年ですとか、そういった対外的なところは理事長がされるほうがよろしいかなと思うんです。この山里L o a dの業務は、移住定住、観光、主に企画課のほうから委託を受けてる事業や、新規でされることも当然あるでしょうし、移住定住は確かにかなり難しいです。なかなかすぐには結論が出ません。ですから、対外的にいろんなところに本当に芽をまいていく必要が確かにあります。そうすると、さらにイチョウイベントや蛍イベントはアルバイトや警備員、そのほかの人手、そのとき短期ではありますけども、募集されて実際にされてるということなので、それだけの事業であれば、それだけというところとちょっと語弊がありますね。こういう事業であれば、やはり、どういうんですかね、事務局長がある程度のはされて、それで理事長が対外的にもされると、それで十分じゃないかなと思うんですけど。今いる人がどうのこうのではなくて、この体制を見たときにですよ、そう思いますけども、いかがでしょうか。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 事務局長の役割っていうところでございます。事務局長の役割としまして、今現在、こちらは昨年も同じような形でお話しさせていただいたと思いますが、いわゆる事務局職員と理事とのつなぎ役、こういったところを重きにおいて、今、業務に当たって

ただいております。先ほど委員のおっしゃられました、事務局長と、先ほど業務執行理事の仕事は事務局長担えるのではないかというお話もあったかと思いますが、組織としての役割として、あくまで役員と職員、いわゆる一般職員とのつなぎ役、相談役、こういったところを重きに置いて、今、事務局長には主としてやっていただいております。それ以外にも予算の執行状況、こういったところの管理、事務的な要素、こういったところを総括していただく必要な役割として認識しております。こういった体制、今後、組織として運営する中で、先ほどおっしゃいました実際に動く一般職員を補充したほうがいいのではないかという意見も間違いなくあろうかと思いますが、こういったところは今の業務量、こういったところのバランスを見ながら、必要な人員というのを検討させていただきたいと思っております。以上です。

○久代委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先ほどつなぎ役というような説明もありました。前回もそういう、例えば普通の職員と、どういうんですか、役員というんですか、の間のつなぎ役みたいな話をされました。大企業や大きな会社であれば、なかなか新入社員や一般の社員が社長に向かって会話をすることは確かに難しいです。ただ、この山里Loadのよさというのは、恐らくコンパクトにファミリーで、誰でも親しく仲よくなれる、例えば普通の職員が理事長の方にいろんな気さくに話ができる、それがやっぱりよさだと思うんですよ。一々、事務局長に伝えて、それを事務局長が職員からこんな話がありますじゃなくて、直接やっぱり言える雰囲気が欲しいし、そうでなきゃ駄目でしょと思うんですけど、どうでしょうか。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 すみません、私の発言自体がちょっとよくなかったかもしれませんが、決して先ほど委員のおっしゃられましたように、仲よくなっていうことで、コンパクト、ここはもちろんそのとおりでございます。今現在も一般職員のほうが理事長や業務執行理事に相談する、こういったことは日常よくあると認識しております。ただし、仕事をしていく上で、業務執行理事、理事長に直接ではなく事務局長がいることによって、業務のまとめ方、仕事のやり方、進め方、こういったところの指示や仕事の考え方、こういったところのワンクッションがあることによって業務がうまく回ることも今年1年見ながら確認してまいりました。こういった中で、事務局長の必要性というのを企画課としては感じているところでございます。以上です。

○櫃田委員 分かりました。

○久代委員長 よろしいですか、櫃田委員。

近藤仁志委員。

○近藤委員 若干、お伺いします。これ、資料を提出いただきました。その中で、人件費が今問題になっておりますけど、これは書き方の問題ですけど、職員は、要するに、先ほど出たように、総務管理部門と移住定住のほうに分かれておりますが、その中で福利厚生とか、時間外手当、退職共済のほうは一か所にまとめて、総務管理部門のほうで書かれていますけど、その考え方はどういう考えで。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 予算の割り振りにつきましてでございます。今現在、こちらは企画課の予算の都合というところもあります。今、2本に分けて山里L o a dにちなんへの委託料のほう、支払いをさせていただいております。青年結婚・U I ターンの促進事業と観光振興事業、この2本に分けて委託料のほうを組ませていただいて、1本にして支払いをさせていただいているところでございます。

先ほど委員からありました福利厚生につきましては、あくまで、すみません、これ、便宜上というような言葉が適当ではないとは思いますが、総務管理部門、青年結婚・U I ターン、昨年度までと同様な形で組まさせていただいているところでございます。以上です。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 先ほど人件費のほうも話が出ましたけど、この山里L o a dができて1年ということで、実績が、まだ求めるには時期尚早かとは思いますが、この予算を見ますと、大変ぜいたくな予算を組まれているなというのが実感としてあります。果たして本当に、今まで実績がない中において、これだけの予算を組んで、プレッシャーとして事業に期待をされるのはいかなものかと思いますが、この予算の組み方の中において、確実な結果、ある程度の目に見える結果というのは求めることを要求されておられますか。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 こちらにつきましては、昨年議会の中でもお話をいただいておりますように、予算の規模として今年につきましては、青年結婚、観光を合わせて1億1,000万の金額になります。この金額に対して数字としての成果というところを求める場合、いわゆる例えば青年結婚ですと、移住件数であったり、相談件数、空き家の登録、こういったところが基本的な件数、実績を見ていく上で必要になってくる部分だと思います。あわせて観光につきましては、実際に来ていただいた方、実際に来ていただいて、こういった感

想を持っていただいたか、こういった声、こういったところを成果として見ていきたいと考えております。以上です。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 大事なものが、この数字で表せない、この目的であって、それに対する成果であると自分考えるわけなんですよね。いかに日南町のファンが増えて、観光に訪れる方が増える、移住定住に関心を持たれる方が増える、そういった取組について、どういう形で、要するに、今、効果に対する評価をされる考えでおられるのか。数字は分かります、そうでない部分がたくさん多いんですよ、求めるのが。その点をちょっとお伺いします。

○久代委員長 島山企画課長。

○島山企画課長 近藤委員おっしゃるところにつきましては、本当にまさにおっしゃるとおりだと思います。企画課としましても、令和4年度1年間、委託事業に見合うだけの成果がないと、やはり皆さんに納得していただくことは難しいというところは何回も話のほうをしてきております。ここの表の中には出てまいりませんが、町からの委託事業だけをこなしていくのではなくって、やはり自主財源を確保していく方策を法人として検討してほしいということは伝えております。ですので、令和5年度につきましては、法人自らが企画した事業につきましても、やはり積極的に活動していただきたいということは話しておりますし、企画課としてもそこは求めていきたいところでございます。以上です。

○久代委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

企画課ですよね。

古都勝人委員。

○古都委員 私の質問は、額は少ないわけですが、ちょっとせっかく上がっていただいておりますので聞かせていただきますが、公園の管理委託で、菅沢のC、Dですか、トイレトペーパーホルダーって書いてありますが、昨年も10万ですか、それから本年も18万ついておりますが、そんなに毎年壊れるものでしょうか。

○久代委員長 それは予算の説明資料のページですか。何ページ。（「提出資料」と呼ぶ者あり）提出資料ね。

榎尾室長。

○榎尾室長 こちらのほうのペーパーホルダー、修繕ということで組まさせていただきます。こちらにつきましては、順次交換させていただく中で、古いものから古いものから、状況を見ながらということで、整理をさせていただいているところでございます。

実態に合わせた形で、壊れたときに修繕をさせていただく、このような形で予算のほうを上げさせていただいております。以上です。

○久代委員長 古都勝人委員。

○古都委員 私も分かりませんが、ペーパーホルダーいったら、トイレトペーパーを巻いたものを入れとく、あのことだと思うんですが、昨年も何基か直しておられて、今年も何基も直されるということで、そんなにトイレのペーパーホルダーが要るんですかね。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 すみません、先ほどの説明で不十分だったかと思いますが、常時、お客様が来られて見ていただく場所になります。そういったときに、状況として必要な修繕というか、必ず壊れるというものではございませんが、壊れたときにすぐ対応できるような形での修繕費ということで御理解願いたいと思います。以上です。

○久代委員長 よろしいですか。

山本議長。企画課の質問ですよ。

○山本議長 細かいことですが、一つお聞かせください。公園管理委託料というところが130万幾らあります。これに、農林課でお聞きをしたところ、出立キャンプ場の管理委託があるというふうに聞きましたが、この委託料はこの公園管理の中に入っているのでしょうか、教えてください。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 こちらのほうの管理料の中には、出立キャンプ場のほうの委託料のほうは含まれておりません。以上です。

○久代委員長 山本議長。

○山本議長 このいただいた資料は、令和5年度山里L o a dにちなん委託費予算要求設計書ですから、この中に入っていないのはおかしいんじゃないでしょうか。山里L o a dが委託を受けておる予算ですよ。何で入っていないんでしょうか。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 出立山のキャンプ場の管理のほうでございます。管理のほうは農林課のほうで行っております。こちらで上げさせていただいております公園の中には、あくまで企画課として整理をさせていただいてる公園ということで、予算のほうを計上させていただいております。以上です。

○久代委員長 担当課が違うということです。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 今、ここで話題というか、議論になっているのは、山里L o a dにちなんのいわゆる委託費の関係なんです。だから、いろんな課から事業ごとに予算が組んであるということであれば、やはりそれは含めた形で、要は山里L o a dの経営がどうなる、何をやっとするかというのが、やっぱりこの資料を見れば分かるというふうにしていただきたいんです。

あわせて、ちょっと確認ですけれども、青年結婚・UIターンの事業で、まるごとバンクはまた別途、これはあれでしたっけ、違うところに出されるんでしたっけ。ちょっとこれも確認をしたいんですが。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 先ほどの岩崎委員の話の中にありました前段の部分、町から山里L o a dにちなんへ委託する部分につきましては、整理した中できちんと分かるような形っていうのは示させていただきたいと思います。

後段の部分でございます。まるごとバンクにつきましては、こちらのほう、山里ではなく、いわゆるホームページを開発したところに委託をいたしまして、すぐ対応できるような体制づくりっていうのをやっていきたいと思っております。以上です。

○久代委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 ちょっとこの資料は多分もう一回修正か何か、最新版の、今のことで、他の課も含めた分で組み立てていただきたいのと、それと、さっきもちょっと話題になったんですけども、山里L o a dが自主事業として行うもの、やはりそれも、いわゆるこれだけの予算をかけてやっておる中で自主的に財源を確保するというのもできるのであれば、まさに予算の、町としての委託料も変わってくると思われま。そこら辺、もうちょっとこれにうまく、この表の中に含めていただけたら、非常に分かりやすくなるんです。どうでしょうか、難しいでしょうかね、これは。

○久代委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 山里の自主財源というところになりますが、こちらのほう、山里L o a dにちなんの中で総会の中で最終決定をされます。こういったのを受けた後ということになりますんで、しばらくちょっとお時間をいただかないとなかなか整理できないかなと思っております。役場内の山里に対する委託料の整理につきましては、若干ちょっとお時間をいただきながら、資料のほうを作成したいと思います。以上です。

○久代委員長 よろしいですか、岩崎委員。

○岩崎委員 はい、いいです。

○久代委員長 よろしいですか。そのほか、企画課についてありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、最後に、住民課についての聞き取りを、申入れがっております。

大西保委員。

○大西委員 環境保全対策事業の水質検査の件です。ここでは77検体、140万と、15検体ということありますが、臨時検査の15回は、これは全て養豚農場の検査ですか。

○久代委員長 高橋主幹。

○高橋主幹 臨時検査につきましては、養豚場ということだけではなく、臨時でいろいろなところで起こった場合に備えてということで、15検体、計上しております。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 追加資料を提出されたんですが、臨時検査の、この項目で上流と書いてありますね。どこの上流なのか。そして、ここの検体の項目は全て養豚農場の検査項目と全くイコールなんですが、どこを想定してこれを見積もられたんですか。2ページ目。

○久代委員長 高柴住民課長。

○高柴住民課長 臨時検査なんですけども、資料を作る段階でちょっとコピペということで、上流と書いてありますが、特に指定せずということで、誤りです。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 そして、ここの検査項目2万500円ですが、1検体当たり。全てこれ、養豚農場の検査項目とイコールなんですが、今言われたこと、どうなんです。これ全て項目イコール、養豚農場の下流域の検査項目とイコールなんです。

○久代委員長 高柴住民課長。

○高柴住民課長 養豚場を見込んで臨時検査としておりますが、検査としては養豚場に限ったことではなくって、ほかの川でも水質汚濁が出たら検査をするってことで、予算のほうを組んでおります。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 これ、以前は、2年ほど前、昨年も予算審査で言ったんですけど、決算審査でも。臨時検査は、これは泡が出た、汚れた水が出た、そのときに採水して検査するための臨時検査費用だったでしょう、全ての。令和4年度の実績ですけど、約9回やっておる

んですよ。その費用は全部こちらからなんでしょう。ほかの川でこういう検査はしてますか、過去にありましたか、ここ二、三年。

○久代委員長 高柴住民課長。

○高柴住民課長 4年度、3年度のほうは、臨時検査のほうは、ほかの川でしておりません。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 全てこれ養豚農場の関係する臨時検査なんですよ。そして、あるときに町長に言ったのは、要するに、汚れた水でコウコウしたときは、会社が持ってくださいよと、養豚農場が。その件で審査意見も言うてますよ。そのことなんですよ、これは。4月以降どうなるか分かりません。あくまで予算枠でこういう形されるのはいいですけど、その辺の背景なり、担当者が替わるから、もう以前のこと分からないかも分かりませんが、一つ聞きますが、アンモニア性窒素について、なぜ必要なんですか、検査項目。

○久代委員長 高柴住民課長。

○高柴住民課長 一応、一応というか、養豚場を見込んで、検査項目を見ておりますが、必要に応じて検査項目のほうをお願いしたいと思っておりますので、最大限のところまで養豚場から出たらというところで、各項目という形で組んでおります。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 私が言いたいのは、アンモニア性窒素を2年半の10月からやっ取るわけですよ。そのときに、県からしてくれということをやったわけなんですよ。それは知っておいてほしいんですよ。そして、そのデータは必ず県にも行っておるんですか。県に行かなかったら、このアンモニア性窒素、検査項目に入れなくてもいいですよ。どうなんですか。

○久代委員長 高橋主幹。

○高橋主幹 検査結果が出たものをメールのほうで、県のほうには送らせていただいております。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 検査結果を送ってるだけで、2年半前の担当者も替わってますし、本当にこの検査が必要かどうかよく吟味しないと、従来どおりやってるだけということで、無駄な検査も結構多いんですよ、私から言わしたら。そして、何回も何回も同じところをやってますけども。一つ聞きますと、上の上段の河水の検査で77検体ありますが、77はどこどこが77検体ですか。資料請求してますね、この請求で77の合計してください。ど

ことどころが足して77になるか。

○久代委員長 高橋主幹。

○高橋主幹 計算方法としましては、お手元にお配りしております資料、回数の方の計算していただきまして、1番の銭神山川水系のほうは54、それから2番目の堂ノ子川水系、こちらのほうが8、それから4番の呼子キャンプ場が4、それから、日南ブロイラー生産団地が6、清掃センターが4で、合計で76検体です。77につきましては、私のほうの記載ミスでありますので訂正させていただきます。申し訳ありません。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 私も計算したらなかなか合わないんで、どうなんかって初めて分かりました。要するに1件間違いですね、分かったのは。

それで、言いたいのは、現在は養豚農場には豚が入ってないんでいいんですが、現時点で、昨年12月、1月、2月、検査されましたでしょうか。直近、されたかどうか。

○久代委員長 直近の検査の結果について示してください。

高橋主幹。

○高橋主幹 今年度、1月、2月、直近でしております。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 今、聞いたのは12月、1月、2月。1月、2月しているというから、12月もですが、その検査結果は、どこどこに提出されましたか。

○久代委員長 高橋主幹。

○高橋主幹 検査結果といたしましては、県のほうに、日野総合事務所、それから西部総合事務所のほうに送らせていただいております。それから、内部の、これもメールで送っておりますけれども、農林課のほうには送らせていただいております。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 なぜ、地権者の方に送らないんですか。

○久代委員長 高橋主幹。

○高橋主幹 本来では、送らないといけないと思いますけれども、送れておりませんでした。申し訳ありません。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 それは出たら、必ず地権者に、地権者の方はずっと待っておったんですが、全然送ってきてないということなんですよ。今、経緯はミスかも分かりませんが、や

はりそれはちゃんとルールどおりやっていたいただきたいんですが、どうなんですか。早急に、きちっと出たら、県に送るのも結構ですけども、地権者の水の安定であるとか、そういったために必要じゃないですか。

○久代委員長 高柴住民課長。

○高柴住民課長 今後、検査ができましたら、地権者のほうに送付いたします。

○久代委員長 よろしいですか。

担当課の聞き取りは終わりましたけども。

岡本健三委員、課を指名してください。

○岡本委員 住民課です。

○久代委員長 住民課。

岡本健三委員。

○岡本委員 提出していただいた鳥取県西部広域行政管理組合最終処分費の資料なんですけれども、ちょっと2つ表があって、1ページ目、衛生費という、款4の衛生費というのが上の表で、下の方に、行政目的別というふうになってます。この最終処分費というのは、上の表の最終処分場委託事業の中のという意味合いなんですか、どういう意味合いなんですか。

○久代委員長 高柴住民課長。

○高柴住民課長 すみません、上の表だけでもよかったのかもしれませんが、西部広域組合、行政組合で出た部分の最終処分費に係るところを、資料のほうをピックアップっていうか、そこの2月の正副管理者会に出た資料を、関係するところを全部集めさせていただいたというところでございます。

○久代委員長 分かりましたか。

岡本委員。

○岡本委員 集めてくださったのはいいんで、その意味合いとして、行政目的別って書いてあるのが、ちょっとどこの内訳なのかがはっきりしないと思ったんですけれども。どういうふうになっているんでしょうか。

○久代委員長 高柴住民課長。

○高柴住民課長 すみません、ちょっと西部広域行政組合で、特に前年度等々変わった部分につきまして、予算の増減理由ということで書いている項目がありまして、そのところで最終処分費っていうところで、昨年と比べて増減があったっていうところでの抜き出し

のところですよ。なくていいっていったらいいんですけども、その部分も掲載したというところでございます。

○久代委員長 分かりましたか。

岡本健三委員。

○岡本委員 いや、ですんで、確認なんですけれども、上のほうの表で説明のところ最終処分場委託事業9億8,307万というのがありまして、この中の一部として最終処分場委託事業の濃縮水処理施設建設に係る貸付金の増額ほかというところで、6億272万9,000円が入っているという、そういう理解でよいのですかという確認なんですけども。

○久代委員長 高柴住民課長。

○高柴住民課長 ここでいうところの、ところですが、貸付金と委託費のところの合計というところで、金額が増額ということです。（発言する者あり）

○久代委員長 高柴住民課長。

○高柴住民課長 下のところは増減があったというところの大きなところが書いてありますが、説明としましては、右側の項目の最終処分場の委託事業というところが主な増額理由です。

○久代委員長 岡本委員、よろしいですか。

○岡本委員 はい。

○久代委員長 後で、もし、あれなら再度、住民課に聞いていただきたいと思います。

大西保委員。

○大西委員 再生可能エネルギーで質問して、資料出していただけましたんで、ちょっと質問します。令和4年度まではオイル交換を1回だったけども、5年度からは年2回に行くということですが、その基準は何時間なのか、どのような基準で2回にするようにされたんですか。

○久代委員長 高橋主幹。

○高橋主幹 今までが年1回ということで考えておりましたけれども、今後というか、今年度、5年度につきましては年2回ということで考えております。若干、それに付随しての費用も盛り込んでおりますけど、基本的には2回ということで、今思っております。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 車でも、期間と何千キロ走ったらオイル交換しなさいということですから、

これも定期的なオイル交換は、当然、早急に早く定期的にやらないかんのですが、その基準はどうなんですか。例えば半年に1回するのか、何時間稼働してからするのか、その基準なしで2回の、倍にするわけですか。

○久代委員長 高橋主幹。

○高橋主幹 使用頻度とかにもよりますけれども、大体半年に1回ぐらいが予定というか、そういう目安ということで聞いておりますし、それからあと、こちらで今想定しておりますのは、軸受のほうと、それから回転のほうで、油とそれからグリスというようなものを使っておらしくて、こちらのほうの入替えのほうも考えております。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 必ずそれは定期点検、毎月であるとか、半年だとか、そういうのを決められてると思うんですよ。なぜこれを言いたいかわかると、以前にバッテリーを、壊れて、そしてなかなか納品が間に合わないので、何か月間稼働停止したことがありますね。普通だったら、標準に使えばすぐに入るんですけど、特注品だったということもあります。そういった面で稼働する場合に、そういうメンテナンス台帳、それをきちっとしておかないと、例えば何かの部品が壊れたら、いや、取り寄せるのに半年かかりますというんだと、半年間、すごい損失になるわけですよ、月100万とかいう形でね。だから、言ってるんです。今のように、オイル交換大事だと思います。それからメタルのとことか、それは当然分かりますよ。その辺をきちんともう一遍整理されて、誰でも分かるように掲示するようにしておかないと、担当者が替わればまた変わるっていうことで困りますんで、その辺を見直していただいて、きちっとされたらいかがでしょうか。

○久代委員長 高橋主幹。

○高橋主幹 委員おっしゃるとおりだと思います。今後は、そのようにして運営していきたいと思います。

○久代委員長 そのほか。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですかね。

それでは、担当課の皆さん、大変お疲れさまでございました。以上で聞き取りを終了いたします。

再度聞き取りをした結果に基づいて、取りあえず保留になっていた企画課の案件、観光振興対策事業、これについて櫃田委員から、業務執行理事は事務局長と兼任すべきだという御意見でしたけども、どのようにまとめたらよろしいでしょうか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先ほども、平行線かなという感じはするんですけども、私は、でも可能だと思っただけですね。じゃあ、理事長が何をされるのか、それは対外的にもされるでしょうし、実動部隊でも働かれるでしょう、仕事量は確かに分からない部分はあるかもしれませんが。ただ、役職者ばかりするよりも、やはり実動部隊となる職員、役職者の方も実動部隊では働かれますけども、実際に職員、いろんな、確かに移住定住、観光対策、業務は多岐に、多岐というか、2つの大きな事業がありますけども、業務執行理事でなくてもいいわけですよ。なので、私はだから、人が要るのであれば普通の職員、実際に移住定住であれば、いろんなところに行く、空き家も見る、観光対策は今までのようにイチョウや蛍や、それぞれのところ関係者と、どういうんですかね、協力しながらという感じだと思います。ただ、同僚委員の皆さんがそれは必要ないと思われりゃ、そうかなと思います。

○久代委員長 この観光振興対策事業について、意見として上げるべきかどうかの発言を求めたいと思います。

近藤仁志委員。

○近藤委員 私、先ほども、前回は申し上げましたが、やはりまだはっきり言って1年ほどたったもので、それから実際に理事長、業務執行理事、事務局長の仕事の内容が十分、分担が十分、自分たちも調査できておりません。それから、今現在の姿を、若干ですが、見る限りでは、結構フットワーク軽く、役職にこだわらず活動されてるように見受けられます。この1年間はこの体制で、もっと議会のほうで目を凝らして注視しながら見ていけばよいのではないかと思いますので、これはこのたびは上げなくてもよいということで保留で結構です。

○久代委員長 今、近藤委員の発言は、取り上げなくてもいいという趣旨であったと思いますが、皆さん、どうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

櫃田委員。

○櫃田委員 いいです、それで。

○久代委員長 それでは、取り上げないということで、皆さんの意見と決定いたします。

それでは、最後のページになります。農林課、農業一般総務、66ページ、予算説明資料で。生産費を販売価格に適正に反映した販売戦略を立てることは重要である。農畜産物の出口戦略を立てるため、先進事例を視察されるが、十分な事前調査と検討をした上で、実現可能な戦略につなげる視察を実施されたいということで、下の点の文言は別の項目で

すので。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 出だしの一文は、町長の施政方針を要約したところであります。三段論法みたいなどころがあるんですけど、農業の所得向上が必要ですよというところから、所得が向上しないと後継者につながらない。生産者が自分で値段をつけ、適正価格で売っていくことが必要ですよというふうな流れになっておりますけど、そこをこういう表現にしました。食料・農業・農村基本法の見直しテーマでもあるということもあるんですが、そういう表現にしておりますが、事業説明の中で、農畜産物の出口戦略を立てるために全国各地の成功事例、先進事例を視察するというところがありました。質疑のやり取りの中で、ヒメノモチ等の加工販売について触れられましたけども、それに向かうにしても、あるいはまた米粉など別のものに向かう、あるいは畜産の和牛というか、和牛などの、日南町でいえば、子牛の販売ですけども、そういったところをいわゆる出口販売戦略を立てるためにも、漠然と先進事例を視察するのではなくて、やっぱり基本的なところ、事前調査と十分な検討をした上で、本当に日南町のためになる先進事例の視察を行っていただきたいという趣旨であります。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 私はこの意見は重要なことだと思います。漠然と先進事例、要するに先進事例というのは成功事例ですので、なかなか見ても参考にならないことは多々あるわけなんです。事前に町内の課題を検討されて、課題を明確にした上で、研修先を見つけるということは大変重要なことであります。先進事例ならどこでもよいというような書きぶりではありますので、やはり事前調査というものをつけた先進地事例にしてほしいと思いますので、私はあってもいいと思います。

○久代委員長 皆さん、ほかに意見がございますか。取り上げたほうがよいと思われるですか、皆さん、どうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

先進地視察事例の予算額を。（「55万」と呼ぶ者あり）55万2,000円ですね。（「旅費がね」と呼ぶ者あり）旅費が。この金額しか上がっていませんけど、その予算で十分な先進地調査ができるかどうかについても一抹の不安がありますけども。実効ある日南町の出口戦略をしっかりと立てられるような予算の執行をという趣旨で、それではこの意見は取り上げるということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、下段の農業総務一般の中に入ってますけれども、これは農業予算と林業予算に、両

方にまたがった意見でございます。農業、林業などの第一次産業で働く法人の職員に対して雇用保険料などの社会保険料を助成しているが、経営の継続と安定のために助成の引上げを検討すべきであるという意見です。

これは、私が提出してみました。というのが、三、四年ぐらい前から農業関係は、法人に対しては雇用保険などの支援をしています。林業関係は法人に対してはかなり前からあったわけですが、これに対して助成をもうちょっと引き上げて、結果的に経営者に支給される助成金なんですけども、経営の安定のために、農業、林業の一次産業の町として支援すべきではないかという考え方に基づいて、私が意見として上げてみました。

荒木博委員。

○荒木委員 今現在、林業とか農業の社会保険料の事業者に対して半分助成があります。ですが、わざわざここに増額というのは、私は、日南町には商工業もあれば、ほかの事業者もたくさんありますので、これをさらに増額をしろというのは、ほかの事業もやはり見なくてはいけないような事態になるというふうに思いますので、これは削除というふうに思います。

○久代委員長 という意見でございます。

近藤仁志委員。

○近藤委員 これ、助成の引上げというのの具体的な提案者の方の考えをお伺いしたいと思います。どういった意味での引上げということですか。

○久代委員長 助成率の、雇用保険や、もちろん社会保険、年金等、その基準額を、例えば2分の1から3分の2に引き上げるとかいう、率については具体的に触れていませんけども。

○近藤委員 金額的なことか。

○久代委員長 金額的な引上げ。農業は66ページ。（「どの項目」と呼ぶ者あり）集落営農組織の法人化の促進。（「その上の事業説明の中の」と呼ぶ者あり）経営の安定のためだ。（「上から3行目か4行目辺りに何か書いてある」と呼ぶ者あり）新規に雇用する従業員に対して、その保険料の一部を助成するという項目です。（「これはどの項目だ」「担い手育成対策事業」と呼ぶ者あり）新規就農者担い手育成対策事業補助金です。（「これだな。63億だな」と呼ぶ者あり）

近藤委員。

○近藤委員 林業のほうは、県のほうの4分の1の補助があるわけですが、これは単町と

しての助成補助事業だったですか、遅れてこの二、三年でできたじゃないかいな。内容、ちょっと十分分かっていませんので、もし分かりましたら、提案者の方は教えていただきたらと。

○久代委員長 私は農林課に行って、再調査をしなければ、この制度ができてから、たしか3年だと思います。具体的に助成額については……。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 これ、私、ある法人からちょっと聞かれました、先ほど農林課へ行ったんですけども、法人から法人への就職は、どういうんですか、異動は駄目だというふうに言われたんですね。ただ、やはり、それは、確かにその意味も分かりますけども、営農をする人たちを増やす、応援するっていう意味も分かりますけども、でも、以前、農業法人に勤めてて、その方が別の農業法人に入ったと、これもでも、この解釈でいけば取れるんじゃないかと思うんで、私はそれも認めてほしいと思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ここの補助制度、おとし、令和3年からスタートして、新規に従業員を受け入れた経営体に対して保険料の4分の1を支援するという事業であります。（「2分の1、5年間だよ」と呼ぶ者あり）いや、この要綱では4分の1、5年間ですけども。そういう事業であります、先ほど荒木委員も発言されましたけども、農業者、林業者に対して様々な機械設備の支援なり、農業でいいますと、収入保険の支援、あるいはトマト選果場利用、あるいは種苗費の助成など、様々な経営支援の様態があります。そういう支援の一つとして、こういう制度もあるわけなんですけど、どこまで支援が必要なのかという判断は、人それぞれの価値観もあると思いますが、私はこの保険料については現状のままがいいと思います。他の事業者の関係もありますし、先ほど個別に述べました経営支援策が様々な分野で講じられておる関係から、あえてここを強化する必要をあまり感じません。以上です。

○久代委員長 そのほかありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

この農業、林業の法人に対する保険料の支援についての意見を取り上げるべきだと思われる方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 それでは、取り上げなくてもよいということで決めました。

次、建設課はありません。

日南病院の施設改修計画の検討と並行して、病院スタッフの確保、とりわけ整形外科と診療内容についても病院内部で積極的に打開策を急ぐべきであるという意見でございます。

これは私が、日南病院の5年度、6年度でいろいろ検討されることと併せて、病院の診療体制についても建物の話ばかりが先行するのではなくて、同時に病院の診療の中身についてもきっちりとした議論をしてほしいという意味で意見を書いてみました。

近藤仁志委員。

○近藤委員 すみません、今まで、特に委員長が重点的に病院のほうに要請をされてきておられます。十分分かっております。それに対する病院の姿勢として、何とかしようという姿勢がずっと表れていたように私は認識しております。よって、このたびあえてこの意見書に書く必要はないではないかと思いますが、どうでしょう。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、本当に近々でやっぱりこの内容は必要だと思ってますので、確かに改築のこれから計画始まりますが、やはり病院は活用していただける、それからニーズがあるんで、特に整形については。そういったことの打開策を急ぐべきということは必要だと思って、賛成します。

○久代委員長 荒木博委員。

○荒木委員 私はあえてこれは載せなくてもいいと思います。載せるとしたら、とりわけ整形外科と書いてありますけど、若者定住等を考えると、どちらかという小児科のほうの意見のほうは私はたくさん声を聞いたような気がしますが、取り上げるようだったらですけど、この状態では、私は取り上げなくてもいいというふうに思ってますが、病院に関してスタッフを補充するというのであれば、小児科というふうに考えております。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私はこの意見取り上げるべきだと思います。スタッフの確保の内容についてどう書くかというのはまた議論すればいいと思いますけれども、やっぱり今、箱の、ハードのほうの改修計画のほうがどうも先に、先行してて、病院スタッフのことはずっと言ってるけれども、ずっと改善されないというような状況があるので、やっぱり箱をつくっても、施設をつくっても、中にいるスタッフの方が充実していないといけないので、より充実した形で新しい病院の計画を考えていただきたいと私は思います。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 確かに病院スタッフの確保というのは、従前から非常に重要な課題として取

り上げられてきておると思います。しかしながら、結果が得られないというのが現実であります。やはり今回、病院の改築ということも含めて、併せてスタッフの、いわゆる確保。建物と人というのが別ではありません。やはりこれ、計画があり、その中で新しい建物ができるとすれば、やはりそれも魅力の一つなわけなので、スタッフもこれまでは難しかったけれども来てくれるんじゃないかと、そういう期待感も含めまして、この意見については取り上げて、取り上げるちょうどいいタイミングではないかと、逆に。これまでなかなかこのことができなかったんですけれども、取り上げてもいいではないかと思えます。

ただ、ここの病院の施設改修計画っていうのはもう正式名を入れて、病院改築基本構想及び基本計画というような形にされた方がいいかなと思います。以上です。

○久代委員長 ありがとうございます。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 提案者の趣旨はよく分かりますが、基本的にこの項目取り上げていいと思いますが、基本構想策定をされますけれども、それは併せて経営強化プランを含むという理解をしております。ですので、スタッフの充実ということも含めて、この経営強化プランに示されるというか、検討されていくものだと思っております。ですので、基本構想、県経営強化プランの策定に向けて、スタッフの充実など医療体制そのものについても十分な検討をされるようにという表現でいいではないかなと思っております。

○久代委員長 今、坪倉副委員長が述べられたように文章を作成したいと思いますが、後刻、再提出させてもらうということで、この意見を取り上げる方向で、皆さん、お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 採決を。採決を採ったがいい。

○久代委員長 採決を採ったがいいですか。できれば満場一致で。（「委員長に任せる」と呼ぶ者あり）特に今回、日南病院の改築問題、大きな初発の年度ですからね。取り上げてみたいと思いましたが、どうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）再度、文面については、提出をしますので、よろしく願います。

それでは、皆さんから提出のあった意見については、採否の結果も含めて皆さんに慎重審議をしていただきました。それで、そのほか企画課、住民課からも聞き取りをしたわけですけれども、あえて再度、今日もう1日ありますので、明日、予算審査の特別委員会の開会までに意見を、いろいろ予算説明資料を読んでいて、気になることがあって、どうして

も意見として出したいという方があれば、明日の予算審査の時点で再度受付をいたしますので、これまで審議した内容とは別の項目についてですよ、もちろん、受け付けますので、しっかり令和5年度の予算審査を進めていきたいと考えていますので、皆さん、御協力をよろしくお願いします。

それでは、本日の予算審査特別委員会、総括第1回目をこれで終了いたします。長時間慎重審議ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長